

秩序と活気のある 学校づくりガイドライン

—^{せいひつ}静謐な教育環境の確立をめざして—

Sakai City
Board of Education

堺市教育委員会事務局

はじめに

規範意識の欠如に起因する暴力、いじめ、授業妨害などいわゆる学校の「荒れ」については、全国的に見ても長年にわたり顕在化しており、学校が「学びの場」としての秩序を回復することは、学校・教育委員会が対応しなければならない緊急かつ重要な課題である。

本市では、各学校において、児童生徒の健全な人格の形成と自尊感情の高揚をめざし、様々な教育活動の展開や組織的な生徒指導体制の構築など、学校の「荒れ」を起こさないよう取り組んできた。

また、教育委員会においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置やSAT（スクールアシストチーム）会議や学校危機管理アドバイザーなどによる支援、生徒指導アシスタントの配置などの取組を進めてきた。

しかし、これまでの学校の日々の取組にもかかわらず、様々な要因から暴力や授業妨害、器物損壊などが頻繁に発生し、正常に運営できない学級や学校がある。このような「荒れ」に対し、教育委員会では、指導主事や学校危機管理アドバイザーの派遣など、緊急・集中的な指導・支援を行い、学校と共同して対応しているが、一旦発生した「荒れ」の状態を完全に克服するには、長い時間を要することも事実である。

このような状況のもと、「未来をつくる堺教育プラン（平成23年2月策定）」において、「静謐な教育環境づくり」を「めざす学校像」に取り上げ、「秩序と活気のある学びの場づくり」を基本施策の一つに明確に位置づけた。

教育委員会では、これまでの本市における「荒れ」の具体的な事例を分析し、その要因を明確にすることなどの方法を通して、学校の意見も踏まえつつ研究・協議を進めてきた。

このガイドラインは、「荒れを起こさない」「荒れを早期に解決する」など秩序ある教育環境の中で児童生徒が活発に活動できる「静謐な教育環境」の確立のために、学校がより明確な方針をもって組織的かつ的確に対応することが重要であるとの観点のもと、生徒指導の考え方、生徒指導体制のあり方、「荒れ」に対する対応、関係機関との連携、問題行動への具体的な対応方法などをまとめたものである。

学校においては、このガイドラインを活用し、あらためて学校体制や取組を点検することにより、「静謐な教育環境」の確立に向けて、取組のより一層の充実を図り、「荒れ」を克服することを期待するものである。

また、このガイドラインについては、行政の関連部局はもとより、広く保護者や地域にも情報発信することにより、学校における「静謐な教育環境」の確立に向けた支援の輪を広げていきたいと考えている。

平成23年3月

堺市教育委員会
教育長 芝村 巧

目 次

はじめに

第1章 「静謐な教育環境」の確立のための考え方 . . . 3

第2章 予防的・育成的生徒指導の取組 . . . 4

1. 生徒指導体制
2. 小中一貫教育
3. 学力向上
4. 進路指導
5. 特別支援教育
6. 学級活動、児童会、生徒会活動など特別活動
7. 中学校における部活動
8. 教育相談
9. 教職員の資質向上

10. 保護者、地域、関係機関との連携

第3章 規制的・治療的生徒指導の取組 . . . 15

1. 「荒れ」の発生期
2. 「荒れ」の拡大期
3. 個別対応期

第4章 事象別対応事例 . . . 21

1. 対応のポイント
2. 事象別対応
 - (1) 生徒間暴力への対応
 - (2) 器物損壊への対応
 - (3) いじめへの対応
 - (4) 授業エスケープへの対応
 - (5) 不登校への対応
 - (6) 学級がうまく機能しない状況への対応
 - (7) 授業妨害への対応
 - (8) 対教師暴力への対応
 - (9) 盗難への対応
 - (10) 恐喝への対応
 - (11) 他校生とのトラブルへの対応
 - (12) 窃盗への対応
 - (13) 補導・逮捕への対応
 - (14) その他の事案

参考資料 . . . 39

1. 児童虐待
2. 少年審判と処遇の流れ
3. 文部科学省 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）
4. いじめアンケート（調査項目）の例と解説
5. 関係機関一覧
6. 参考文献一覧
7. 用語解説
8. 報告書様式・ ネットいじめに関するリーフレット

第1章 「静謐な教育環境」の確立のための考え方

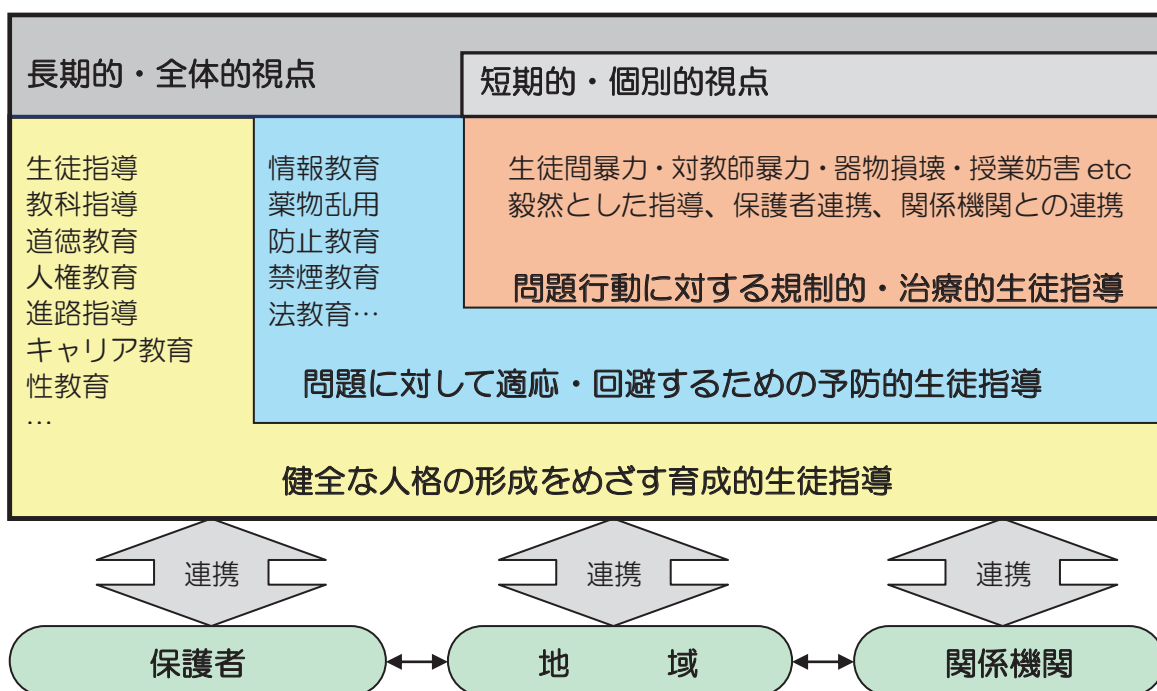
教育委員会では、学校における「静謐な教育環境」の確立に向け、具体的な学校の「荒れ」の事例を分析し、対応策に関する研究を進めてきた。これらの分析から、「荒れた学校」においては、児童生徒の規範意識が低下し、児童生徒自らが共同して解決に向けて取り組む集団としての力が低下していること、また、「荒れ」に対する学校の組織としての対応が遅れ、問題行動を起こす児童生徒の集団化をまねくとともに保護者、地域、関係機関との連携も含めた組織的な対応が十分でなく、「荒れ」をさらに拡大させてしまうという結果に至ることが、しばしば見られた。そのことから、「静謐な教育環境」の確立に向けた生徒指導においては、長期的・全体的な視点と短期的・個別的な視点の双方からのアプローチが必要不可欠であると考えられる。

「長期的・全体的な視点からの対応」とは、「学校を荒れさせない」「学校が荒れても、早期に解決する」という確固たる学校の方針に基づき、教科指導はもとより、道徳教育や人権教育をはじめとした日々の全教育活動を通して児童生徒の規範意識を高めるとともに、児童生徒が共同して課題解決に向かうという集団の力を向上させ、児童生徒一人ひとりの健全な人格の育成をめざした予防的・育成的な指導・支援である。

一方、「短期的・個別的な視点からの対応」とは、「荒れ」が発生した学校の早期発見と早期解決に向け、暴力行為や授業妨害、器物損壊などの個別・具体的な問題行動に対し、保護者、地域、関係機関との連携も踏まえた規制的・治療的な指導である。

「静謐な教育環境」の確立のためには、学校において、「長期的な対応」と「短期的な対応」を常に意識し、校長のリーダーシップのもと明確な指導方針をもった組織的な学校体制を構築し、生徒指導を進めることが重要である。

静謐な教育環境確立のための生徒指導



第2章 予防的・育成的生徒指導の取組

生徒指導の取組

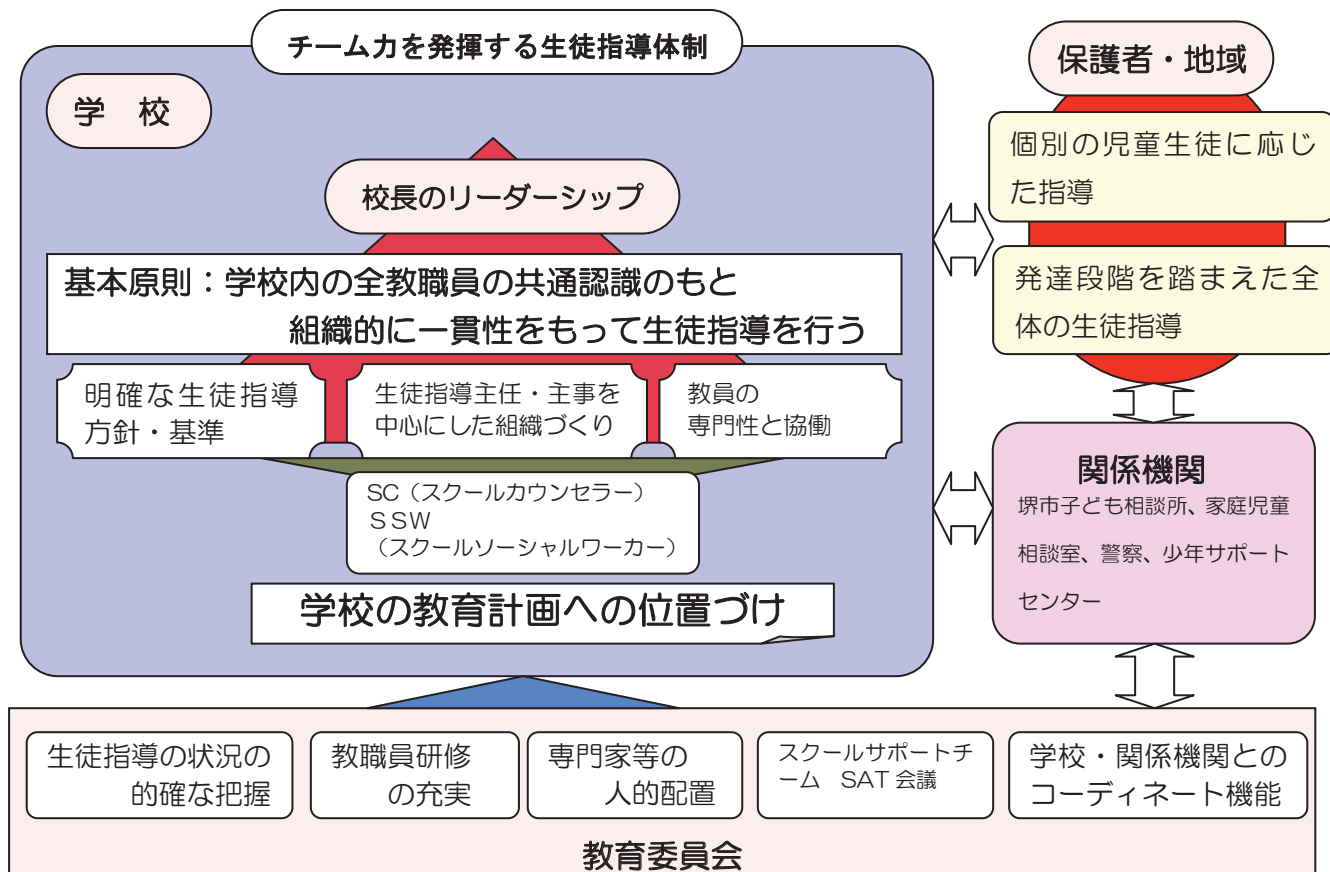
1. 生徒指導体制：学校全体が組織的にチーム力を発揮して、生徒指導に取り組む。
2. 小中一貫教育：中学校区において、学習規律、生活習慣の確立を図るなど連続性・一貫性のある生徒指導に取り組む。
3. 学力向上：すべての児童生徒が常に学習に参加できる授業改善を通じて、学力の向上を図る。
4. 進路指導：すべての児童生徒が自尊感情を持ち、自己の将来に希望を持ちながら学習できるよう進路指導体制を強化する。
5. 特別支援教育：表面に現れた生徒指導上の現象のみにとらわれず、すべての教職員が特別支援教育の理念を理解し、適切な指導及び必要な支援を行う。
6. 学級活動、児童会、生徒会活動など特別活動：児童生徒の主体的なかかわりを通して、達成感や成就感をもたせる取組を進める。
7. 中学校における部活動：魅力ある部活動を展開し、活性化にむけた取組を推進する。
8. 教育相談：児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせるとともに、人格の成長への援助を図る。
9. 教職員の資質向上：実践的なノウハウを共有、継承するとともに今日的な課題に対して実践的な生徒指導能力の育成を図る。
10. 保護者、地域、関係機関との連携：保護者の理解・協力、地域との連携、児童生徒を取り巻く環境の多様化・複雑化の中での関係機関との連携強化を進める。

1. 生徒指導体制

児童生徒の自尊感情・自己有用感を高め、自己指導力を育成するためには、児童生徒の発達段階を踏まえた予防的・育成的生徒指導を推進することが重要である。そのためには、学校全体が組織的にチーム力を発揮して、生徒指導に取り組むことができる生徒指導体制の構築が必要である。

生徒指導体制を構築するための基本的取組

- 校長のリーダーシップのもと、明確な生徒指導方針と指導基準を設定し、全教職員の共通理解を行い、組織的に一貫性をもって生徒指導を行う体制の構築
 - ・校長への報告・連絡・相談を確実にし、担任・学年だけでなく学校全体として取り組むことができる体制
 - ・生徒指導主任・生徒指導主事を中心とし、教員の専門性・特性を生かし協働して取り組むことのできる機能的な組織
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど専門家の効果的な活用と警察・福祉など関係機関との実践的な連携
- 保護者・地域への積極的な情報提供に基づく連携・協働の推進
- 進路指導の充実と保護者へのキャリア教育に関する啓発と情報発信



2. 小中一貫教育

小学校における暴力行為の増加など問題行動の低年齢化や、いわゆる「中1ギャップ」に起因するとされる中学校進学を契機とした不登校の増加は、本市においても同様の傾向が見られ、義務教育9年間を見通した児童生徒の育ちと学びの系統性を意識した学力向上と生徒指導に取り組む必要がある。

本市では、このような観点から、小中一貫教育の取組を推進しており、平成20年度から小中一貫学力向上推進リーダー（小中一貫教育推進リーダー）を配置し、小中合同の教職員研修会・連絡会の実施、小学校における中学校教職員による授業や小学生の部活動体験など多様な取組を進めてきた。このような取組の結果、リーダー配置校では、いじめ・不登校・暴力行為における改善傾向が明らかに表れている。

今後、教科指導のみならず、生徒指導においても、小中学校が連携し、学習規律、生活習慣の確立を図るなど、中学校区における連続性・一貫性のある生徒指導に取り組むことを通じて、児童生徒の自尊感情を育み、規範意識を育てていく必要がある。

小中一貫教育と生徒指導に関する基本的取組

- 中学校区における統一した生徒指導方針の設定
- 小中学校間での情報交換や生徒指導方針での共通理解を図るための連絡調整会議を定期的を開催するなどの体制の構築。幼児教育機関と小学校との情報交換や連携
- 授業交流や合同行事、合同研修など人的交流・教育活動の交流の機会の設定
- 「子どもがのびる」学びの診断結果の中学校区での共有
- 9年間を見通した連続性、系統性を重視したカリキュラムの設定
- 小中学校における教職員間の共通理解・認識を深め、互いの専門性や長所を生かした指導の実践や相互の学校・授業見学の活性化
- 教職員の相互訪問による児童生徒の安心感や信頼感の醸成
- 小学校5年生から児童の発達段階に応じた内面に迫る指導方法の工夫
- 児童の不安を解消し、夢を育み、生徒の自尊感情を高めることができる児童生徒間交流行事の活性化
- 小学校保護者の中学校授業参観やオープンスクールへの参加などを通じた中学校生活に関する積極的な情報提供

【指導のポイント】

- 小学校における「学習のきまり」の作成（「ベル着」・「聴き方」「発表の仕方」など）
- 中学校での生活を踏まえた小学校における段階に応じた指導
 - ・毛染め禁止等の呼びかけ（児童及び保護者に対して）
 - ・「家での7つのやくそく」など、基本的な生活習慣の確立に向け、家庭とも連携した指導

「家での7つのやくそく」

- ① 早寝早起きの習慣をつけましょう
- ② 朝ごはんを毎日食べましょう
- ③ 家族との対話を大切にしましょう
- ④ 学校に持っていくものを前日にたしかめましょう
- ⑤ 宿題など自分から進んで勉強しましょう
- ⑥ テレビやゲームの時間を決めましょう
- ⑦ 本を読む時間をつくりましょう

□小学校で携帯電話の所持率が高くなっていることから、家庭における携帯電話のルールづくり（約束事）を行う。また、学校への持ち込みは禁止であることやフィルタリングが犯罪被害防止に有効であることを保護者に周知する。

□小学校において、発達段階を踏まえ、子どもの自立を支える指導や人との接し方に関する教育を取り入れる。

□中学校進学に伴って不登校生徒が増加することから、入学前の小中学校間の情報交換を密にするとともに、入学後においても、必要に応じて小中学校両担任による家庭訪問等、小中連携した協力支援体制を構築する。

【中学校入学にあたっての取組】

○中学校生徒指導主事による小学6年生に対する指導

- ・集会時の話の聞き方と態度、姿勢などの規範意識を高める指導
- ・中学校の校則の説明
- ・集団行動の徹底

○中学校入学後の指導

- ・複数教員による観察を通しての生徒理解と必要に応じた指導支援
- ・学級活動を基盤とした集団づくり
- ・マナーやルール、校則遵守の重要性について論理的な説明
- ・生徒会による中学校生活の説明会の開催

（学校施設、教科担任制による学習、行事、部活動など）

3. 学力向上

児童生徒の自尊感情・自己有用感を高めるとともに主体的に問題を解決する能力を育成することは、生徒指導において重要であり、そのことは学力向上と密接に関連している。

授業改善を通じて、すべての児童生徒に「出番」と「居場所」のある授業を実施することが、総合的な学力の向上と静謐な学習環境づくりに重要である。

学力向上と生徒指導に関する基本的取組

- 「学力向上プラン作成ガイド」に基づいた学力向上プランの作成
- すべての児童生徒が授業に参加し、主体的に学習することができる「わかる授業」を行うための不断の授業改善
- 授業を通じて認め合い、学び合い、教え合いのある集団づくり
- 言語活動の充実による言語力・コミュニケーション力の育成
- 学習の場における児童生徒の居場所と出番づくり
- 家庭での学習習慣を確立するための取組
- 「子どもがのびる」学びの診断結果について学年・学校全体での共有
- 授業実践における統一した基準の策定と自尊感情を育てる授業の展開
- 児童生徒一人ひとりの学びの状況に応じた適切な学力向上支援

【指導のポイント】

- 全教職員が統一した指導方法やルールなどの「指導のスタンダード」を確立し、共通認識する。授業のめあてを明確にするとともに、児童生徒の出番、居場所づくりを中心に学力向上と集団づくりに取り組む。
- 学校全体や学年単位で、すべての児童生徒たちの基礎・基本の確実な定着や、自己肯定感や自尊感情の高揚、望ましい人間関係づくりをめざして、児童生徒一人ひとりの学びの状況に応じた適切な学力向上支援や補充学習の充実を図る。

(取組事例)

- ・ 終礼後20分程度一斉に時間を決めて全校児童生徒を対象に課題プリントなどを用いた放課後学習等を推進するなど補充学習の充実に取り組む。
- ・ 週に1日程度、定期的に放課後を活用し（中学校ではノークラブデーを設けるなど）、指定した児童生徒を残して全教職員で学習指導に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの学習課題を解決することができ、学力向上につながるとともにすべての教職員が関わることで、望ましい人間関係の構築にも発展する。

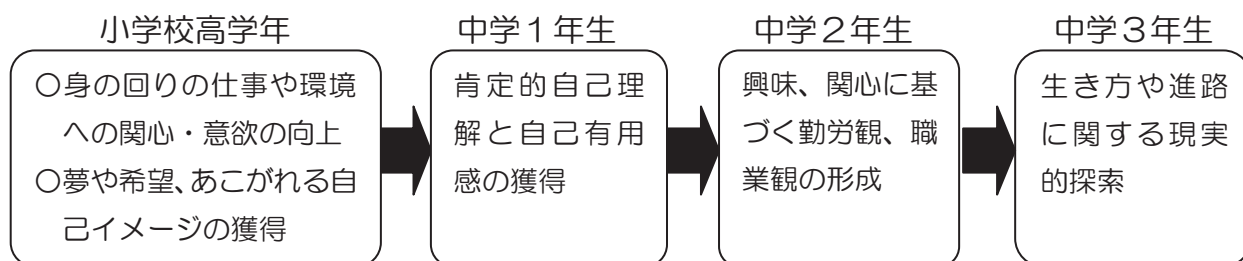
4. 進路指導

進路指導においては、従来の中学校における就職の斡旋指導や高等学校等の受験指導にとどまることなく、キャリア教育の視点を通して、小学校段階から、すべての児童生徒が、他者を尊重し、共に夢や希望を語り合う中で、自己の個性を発揮し、自己の将来を設計していく力を伸ばすことが重要である。さらに、学ぶこと・働くことの意義を理解し、キャリアに関する情報を提供することで、子ども自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行い、その過程で生まれる課題の解決に向けて積極的に取り組む姿勢を養う必要がある。

進路指導と生徒指導に関する基本的取組

- 系統的なキャリア教育を通じて、学ぶ意義、働く意義について考え、主体的に選択する力の育成
- 多様な進路のあることを児童生徒と保護者に明確に伝えるガイダンス機能の充実
- 保護者に対するキャリア教育に関する啓発と積極的な情報発信
- ボランティアや職業体験などの活動を通じた自己肯定感と自己有用感の育成

キャリア発達



【指導のポイント】

共通

- 児童生徒の発達段階に応じて、「学ぶこと」「働くこと」「生きること」が系統的に結びつく取組を進める。
- 進路指導においては、就職の斡旋指導や進学等の受験指導を目的としたものだけでなく、児童生徒の諸能力の育成と進路選択に向けた目的意識を持たせる。

小学校

- キャリア教育を通して身に付けさせたい能力や態度を確認し、学校全体で共通理解を図る。
- 学級だけでなく、学年単位や学校の教育活動全体を見通し、計画を立てて取り組む。

中学校

- 将来の生き方を視野に、キャリア教育の視点から進路指導の在り方を見直す。
- 職場体験等の体験活動を重視するとともに、一過性のものとならないよう、活動のねらいを教職員間で共通理解し、事前、事後指導も含めた系統的な指導計画を立てる。

5. 特別支援教育

児童生徒の非行や不登校、いじめなどの問題行動の背景に発達障害が関係していたり、児童虐待の要因として発達障害がみられたりすることもあることから、教職員が特別支援教育を理解し、その理念をふまえた生徒指導を進める必要がある。

そのために、すべての学校において、一人ひとりの実態把握につとめ、子どもの特性に基づいた適切な指導や支援を、組織的、計画的に行うことが重要である。

特別支援教育と生徒指導に関する基本的取組

- 特別支援教育に関する教職員の共通理解と特別支援教育コーディネーターを中心とした定期的な校内委員会の実施による校内体制の確立
- LD、ADHD、アスペルガー症候群等の発達障害の特性を理解し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導計画の作成
- 保護者や専門家、関係機関との連携と情報共有

【指導のポイント】

- 間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいことやできる方法を具体的に、丁寧に示す。
- 成就感や達成感が得られるような場面を設定するとともに、できたことを認め励ますことで、望ましい人間関係づくりを心がける。
- 保護者に対しては、学校の考えを一方向的に押し付ける対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、日常的に情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢を示すことで、平素から信頼関係を築く努力を続ける。
- 特別支援教育推進リーダーやスクールカウンセラーを活用し、障害に関する相談機能の充実を図る。
- 専門家の巡回相談等を活用し、個に応じた指導の充実や、校内委員会を中心とした学校の指導体制の充実を図る。
- 堺市発達障害者支援センター、家庭児童相談室、堺市子ども相談所、虐待ネットワーク会議等の関係機関との連携を図る。
- きめ細かな支援を継続的に行うため、指導や支援の成果を蓄積し、次年度に確実に引き継ぎを行う。

6. 学級活動、児童会、生徒会活動など特別活動と学校行事の工夫

学級や学年などの集団における児童生徒相互の人間関係のあり方は、児童生徒の健全な育成と深くかかわっている。一人ひとりが存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要である。

自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、協力し合い、より良い人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりと、これを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学年などの教育環境を形成することは、静謐な教育環境づくりの基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。

特別活動と生徒指導に関する基本的取組

- 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ばせるため、主体的に問題解決に取り組む集団を育成する。
- それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶことによって、児童生徒一人ひとりの結びつきを強める仲間づくり
- 学校行事等、集団活動の中で、児童生徒にそれぞれの役割をもたせ、集団との関係の中で自己の在り方を自覚させるように指導し、集団の一員としての連帯感や責任感を養う。
- 児童会活動、生徒会活動を通じたリーダーの育成
- 学級活動と児童会、生徒会との連携

【指導のポイント】

（学級活動・児童会活動・生徒会活動）

- 議論する場を設定するなど、児童生徒どうしを意図的に結びつけるよう工夫する。
- 安心して自分について語りことができ、互いに認めあい、励ましあえる集団づくりを行う。
- 垂れ幕やポスターなどの作成を通じて、取組をアピールする。

（学校行事）

- 学校や学年の実態に応じ、行事目標やねらいを教職員で共通理解するとともに、児童生徒の自主性を重視し、一人ひとりが主体的に参加できるようにする。
- 学校生活に変化とリズムを与え、児童生徒が楽しく豊かに生活するため、家庭や地域との連携を一層推進する。

7. 中学校における部活動

部活動は、秩序と活気のある学校環境づくりに必要な生徒自身の規範意識・自尊感情の高揚や自己肯定感の育成を図るうえで、非常に効果的な活動である。また、教職員や仲間と豊かな人間関係を構築し、他人を思いやる心を育て、責任感・自主自立の態度を培うなど、生徒指導に関して生徒に与える影響は大きい。

そのため、魅力ある部活動を展開し、活性化に向けた取組を推進していくことが大切である。

部活動と生徒指導に関する基本的取組

- 部活動における知識の習得、技能や体力の向上により、一人ひとりの個性を伸ばし、自尊感情を高める。
- 日ごろの練習や集団活動を通して、責任感や忍耐力を養い、礼儀を身に付ける。
- あいさつの重要性を説き、マナーやルールを遵守することにより、規範意識を高める。
- 自主的・自立的な態度を育成し、望ましい人間関係を構築することで他人を思いやり労わる心を培う。

【指導のポイント】

- 生徒自らが興味・関心をもち、意欲的に部活動に参加することができるよう、顧問教員が指導力の向上を図り、種目ごとの研修会に積極的に参加するなど自己研鑽に努める。
- 指導に際しては部活動ハンドブック（堺市教育委員会・堺市中学校体育連盟作成）を活用して安全に配慮し、充実した部活動の展開を心がける。

8. 教育相談

教育相談は、一人ひとりの児童生徒の教育上の問題について、本人又はその保護者などにその望ましいあり方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定されることなく、すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。（中学校学習指導要領解説：特別活動編より引用）

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものである。

教育相談と生徒指導に関する基本的取組

- 児童生徒理解を深める取組の推進
日頃からの児童生徒観察に加え、教職員の連携を密にした情報交換・共有を積極的に行い、教育相談や他の児童生徒からの情報収集に努める。
- 教育相談の充実
教育相談は、学校生活のあらゆる場面において、全教職員が日常的な児童生徒との触れ合いの中で実施することを基本としながら、計画的、定期的に行う。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を校内教育相談体制の中に位置づけ、効果的に活用し、問題の早期発見、早期解決を図る。

【指導のポイント】

- 児童生徒、保護者との信頼関係を大切にしながら、守秘義務を守ると同時に、問題解決を図るためには、他の教職員や専門家等と情報を共有することが必要であることなど、理解をもとめる。
- 聞き手の姿勢としては、肯定的な見方、受け止めをしていくことを基本とし、その子に積極的な関心をもち、相談に臨む。
- 面談のみではなく、学校生活に関するアンケートや作文、学級内での人間関係を理解するための質問紙調査などの情報を活用して相談に臨む。
- 教育相談は、問題解決的・治療的、予防的、発達促進的・開発的な側面を持つことから、学校全体として研修会を持つなど、教職員のスキルアップに努める。

9. 教職員の資質向上

教職員の大量退職、大量採用の時代を迎え、経験豊かな教職員の生徒指導に関する実践的なノウハウを継承するとともに、今日的な課題に対しての実践的な生徒指導力を育成することが重要である。

教職員の資質向上に関する基本的取組

- 生徒指導についての基本的知識のみならず生徒理解・保護者対応など実践的な生徒指導力の向上を図るため、ロールプレイなどの体験的研修等を取り入れた校内研修を充実する。
- 教育センターなどの研修を積極的に活用し、学校や学年における生徒指導の中心となる教員を育成する。

【指導のポイント】

□生徒指導に関する事象が発生し、うまく対応した事例や反省すべき事項などを校内で情報共有するとともに、その対応について検証し、ノウハウの蓄積を図る。

10. 保護者、地域、関係機関との連携

生徒指導を効果的に進めるためには、保護者の理解・協力が不可欠である。また、地域との連携を強化し、地域で児童生徒の育成に取り組むという意識向上が必要である。

一方、児童生徒を取り巻く環境の多様化・複雑化の中では、堺市子ども相談所・警察・福祉など関係機関の活用を図るための連携強化が重要である。

保護者、地域、関係機関との連携に関する基本的取組

- 学校の指導について、保護者の理解を得るために十分な説明を行う。
- 保護者・地域に対する積極的な情報公開
- 子どもの安全見まもり隊や青少年補導活動等、地域活動について教職員が理解し、積極的な地域連携を図る。
- 児童生徒の健全育成のためのPTA活動との連携

【指導のポイント】

- 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、生徒指導上の問題があった場合、必ず家庭訪問し、保護者に直接会って説明する。
- 電話では、互いに真意が伝わりにくい場合があるが、直接面談することで、保護者の考えや意見もよくわかり、学校側の熱意や真意も通じやすい。

「百回、千回の電話連絡よりも1回の家庭訪問」

第3章 規制的・治療的生徒指導の取組

「荒れ」に対する指導のポイント

発生期：現状を的確に把握する。生徒指導体制を見直すとともに、問題行動を繰り返す児童生徒、保護者の状況を把握し、早期に対策を講じる。

拡大期：グループの拡大化防止、個別指導、保護者や関係諸機関と連携した指導により、問題行動の深刻化、日常化、グループの広がりや第二グループの発生を予防する。

個別対応期：児童生徒一人ひとりの課題への対応
生徒指導体制の確立とPTA、保護者、地域との連携による見守りと問題行動の拡大化の防止を行う。

1. 「荒れ」の発生期

生徒指導において予防的・育成的生徒指導に取り組んでいても、学校の様々な状況により「荒れ」の状況は発生する。本市のこれまでの事例においても、発生期から指導が困難な状況となる拡大期への移行に長い時間を要していない。この時期における指導の重要点は、早く「荒れ」の兆候を把握し、的確な対応により「荒れ」の早期解消に取り組むことである。そのため、教職員間の情報共有を徹底し、体制の補完等を含めた生徒指導体制の再構築が必要である。

また、この時期の生徒指導においては、予防的・育成的な生徒指導により児童生徒の集団力を育成することとともに、規制的・治療的生徒指導を強め、児童生徒の規範意識の向上を図ることが必要である。

ポイント

- 校長は、授業観察や登下校状況などを通して、教職員の状況や生徒の状況を的確に把握し、「荒れ」の兆候を見逃さない。
- 教職員は、様々な視点から児童生徒を観察し、児童生徒が示すサインを見逃さず、また情報を学校全体で共有する。
- 校長は、生徒指導体制を見直し、組織的な補完を行うなど、チーム力が発揮できる指導体制を迅速に再構築する。
- 学校だけでの対応が困難な場合は、市教委に対してSAT会議の開催要請や学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフ等で構成するスクールサポートチームの派遣を要請するなど連携して対応する。
- 保護者や地域、関係機関に情報を提供し、連携を強める。

「荒れ」の発生期とその対応

現れる事象

基本的な生活習慣の乱れ、規範意識の低下

- ・ 服装、頭髪、言葉遣いの乱れ・菓子類、携帯の持ち込み
- ・ 学習意欲の低下 ・ 授業、係活動、部活動での集中力や意欲の低下
- ・ 無断欠席、遅刻、退部、私語、忘れ物、成績の低下、騒がしい授業がある など
- ・ 学級規律の低下
- ・ 児童生徒間トラブルの発生、いじめの発生
- ・ 私物へのいたずら、紛失等
- ・ 教室や廊下、校舎周りにゴミ、紙ヒコーキ、学習プリントや小テストの破棄
- ・ 机の落書き、ケガの増加 等

指導目標

- ・ 保護者と連携して基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・ 問題行動に対しては、方針に沿って毅然とした指導を行うとともに、児童生徒理解に基づく積極的な支援を行い、教員と児童生徒のより良い人間関係を構築する。
- ・ 集団の一員であることを自覚させ、問題行動を起こす児童生徒に対しては、全教育活動を通じて計画的に居場所と出番を用意し、自尊感情や集団への帰属感を高める。

校長の対応

- ・ 毎朝の登校指導や下校指導、校内巡視、授業観察等により現状を的確に把握する。
- ・ 年度当初の生徒指導方針や取組を教職員全体に確認するよう指示するとともに教員・生徒の実態に相応しているかを速やかに見直す。
- ・ 主任会等を通し、生徒指導主任、生徒指導主事、学年主任と情報交換を密にし、学校全体を視野に入れて判断し意思形成できる場を作る。
- ・ 問題行動を繰り返す児童生徒、家庭の状況を把握し、早期に対策を立てる。

教職員の対応

- ・ 原因や背景について生徒理解を深め、生徒指導方針に基づいた個々の事象に対して徹底した個別指導を行う。
- ・ 担任・生徒間で問題が解決した場合でも学年、学校全体への影響度を常に意識した指導を行う。
- ・ 問題行動を繰り返す児童生徒については、早急にケース会議を開き、学年、学校としての指導計画を立てる(関係機関との情報交換を含む)。

市教委の支援

- ・ 前年度の校区の小学校の状況や人事異動等を踏まえ、学校訪問等を通じて上記の「校長の対応」状況や生徒指導上の課題を把握し、具体的な指示、支援内容を検討する。
- ・ ケース会議が必要な児童生徒には、スクールソーシャルワーカーの活用などを通して関係機関と連携し、指導方針の明確化を指示するとともに指導、助言を行う。また、必要に応じて学校危機管理アドバイザーや生徒指導サポートスタッフ等で構成するスクールサポートチームを派遣する。

2. 「荒れ」の拡大期

「荒れ」の発生期に十分対応できず拡大した時期においては、授業妨害、暴力行為、器物損壊などを行う児童生徒が集団化し、指導が困難な状況となることが多い。この時期は、集団の規模を小さくし、「荒れ」の状況の収束に向けた生徒指導体制を速やかに再構築することが重要である。そのため、この時期は、問題行動を起こす児童生徒個別に対する規制的・治療的生徒指導を重点的に行う。一方、集団がより拡大しないよう「荒れ」に起因するストレスや虚無感に配慮しながら、他の児童生徒への指導・支援を同時に行う必要がある。

また、学校の指導だけでは、この時期からの脱却は困難であり、PTA、地域、関係機関などあらゆる資源を活用した生徒指導の取組を速やかに実行することが重要である。

ポイント

- 校長は、発生期の生徒指導体制を分析し、組織的に補完する指導体制を迅速に構築する。
- 教職員が指導する内容・基準を確認し、教職員によって指導がぶれないようにする。
- 教職員の指導に従わない場合は、他の教員が速やかに応援し、複数教員で対応するなど段階的な指導体制を整備しておく。
- 何度も同じ問題行動を起こす児童生徒に対しても、ねばり強い指導を行う。
- 別室での補充学習など、問題行動を起こす児童生徒への個別指導を行う。
- 問題行動を起こす児童生徒の保護者の協力が得られない場合は、学校危機管理アドバイザーの支援を受けるなどの対応を行う。
- 市教委にスクールサポートチームの派遣を要請する。
- 警察との連携を強め、重大な事象の場合は、被害届の提出など毅然とした対応を行う。
- PTA・地域に情報を積極的に提供し、協働体制を構築する。

「荒れ」の拡大期とその対応

現れる事象

- 基本的な生活習慣の乱れ（常態化）
- 規範意識の低下拡大
 - ・自転車通学、校内乗り入れ、授業中の携帯電話使用、ジュース、菓子を校内で飲食
 - ・騒がしい授業が増え、教員の強い指導に対して暴言等の反発があり対教師暴力に発展
 - ・集団行動において、緩慢な動作、私語など指示に従わない生徒がいる。
- 集団による問題行動の顕在化
 - ・学級になじめず、他の学級の友人と廊下などで昼食を食べる。
 - ・授業エスケープ（単独から複数へ）
 - ・授業をエスケープした複数の児童生徒が、廊下、階段で騒いだり、校外で飲食、喫煙行為を行う。
 - ・校内の一部がたまり場になり、教職員一人の注意では、指導が通らなくなる。
 - ・地域からの苦情が多くなる。
 - ・放課後も学校が遊び場化する。
 - ・集団による暴力、学校間暴力、火事（火遊び）等の重大な事件が生起する。

指導目標

- ・個別指導、保護者や関係機関との連携した指導により問題行動の深刻化、常態化、グループの広がりや第二グループの発生を予防する。
- ・児童生徒の自主性、リーダー性を生かした取組を推進し、よりよい学校生活を送るため、一人ひとりができることを明確に伝え、しっかり評価する。
- ・学校集団の目標に準じて、学級や学年集団の短期、中期的な目標を明確にし、指導目標を共有しながら、多発する問題に1つ1つ確実に対応し、明日に引き伸ばさない。

校長の対応

- ・上記事象が同時多発、常態化した場合は、緊急職員会議を開くなどで課題を整理し、指導体制の再構築を行い、事態収拾策を講じる。
- ・市教委、PTA、地域等へ状況報告をする。
- ・早期、短期の重点取組事項を決定し、全教職員で動く。
- ・対教師暴力、器物損壊については、警察へ被害届を提出し、個別の責任を問う指導を行う。
- ・一部の教職員に負担がかからないように、常に全体で対応する意識を高める。
- ・意識の低い教職員には個別指導する。
- ・事象によって、保護者や児童生徒に直接指導するなど、学校としての指導を強める。
- ・市教委にSAT会議の開催を要請し、外部人材活用の具体策を講じる。
- ・学校評価を活用し、児童生徒、保護者のアンケート結果や教職員の取組に対する自己評価をしながら、改善方策を立てる。

教職員の対応

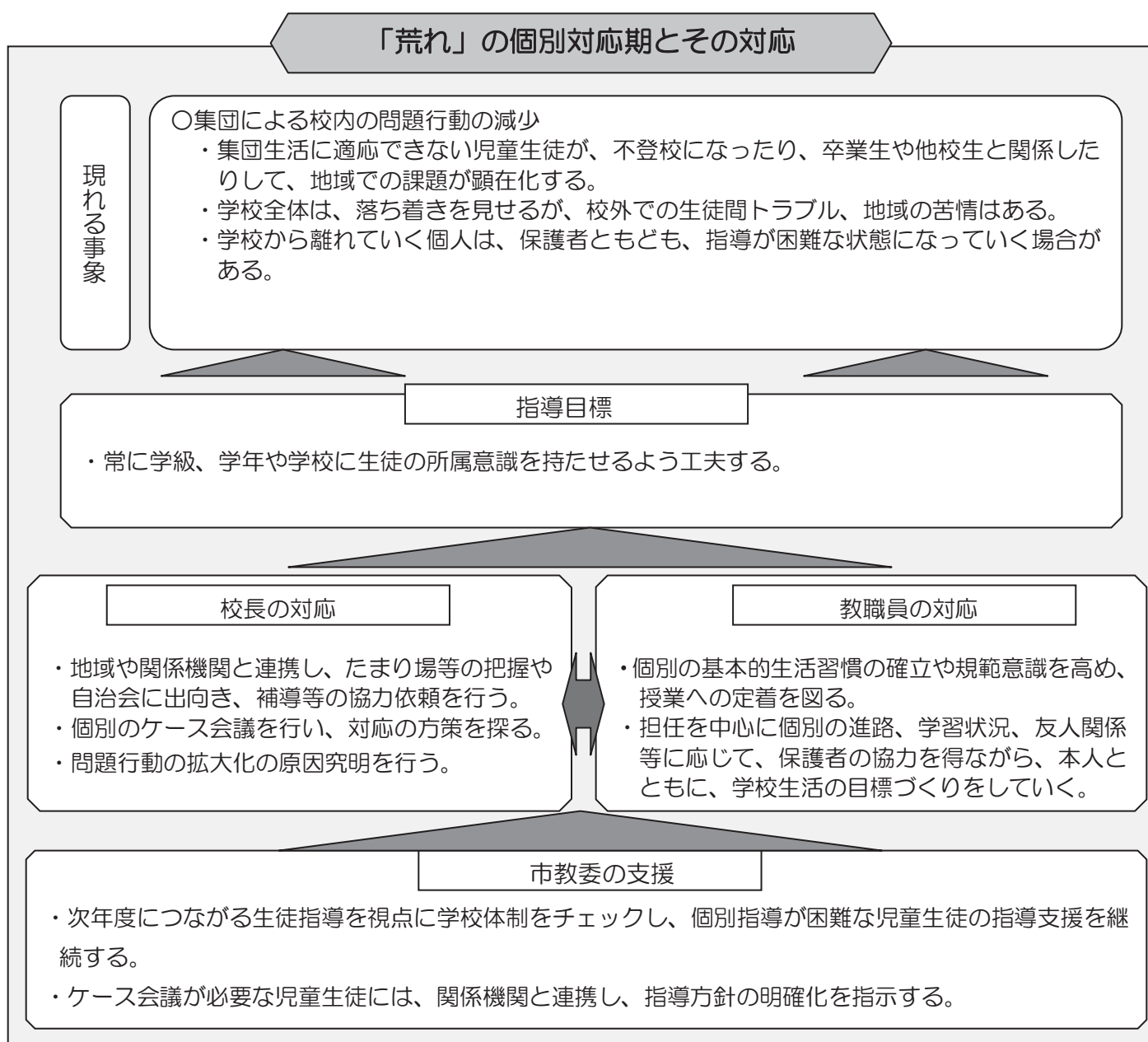
- ・全教職員で登下校指導を行うとともに始業から終業まで校内巡視を実施し、授業妨害、その他トラブルの予防を図る。
- ・指導困難な状況には、複数の教員で指導に当たる。
- ・授業ごとに児童生徒の出欠確認を行い、巡回している教職員と連携を取り合い指導に当たる。
- ・家庭訪問等、普段から保護者と連絡を取り、情報を得ながら、生徒指導計画を立てる。
- ・個々の教職員の指導や対応が児童生徒から見られ、評価されていることを忘れず、問題行動から目をそらさない。
- ・学年や全体の児童生徒たちに対し、集団生活の危機を説明し自主性を尊重した取組を呼びかける。
- ・日常生活における児童生徒のストレスが溜まっていることを前提とし、教育相談等により心の奥の声に耳を傾ける。

市教委の支援

- ・ 校長からだけではなく、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当、担任、養護教諭、事務職員等からも学校の状況を聞き取る。
- ・ 学校危機管理アドバイザーや生徒指導サポートスタッフ等で構成するスクールサポートチームを派遣し、学校と協働して生徒指導体制の見直しを図る。
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ スクールサポーター等地域人材の増員
- ・ 指導主事の集中派遣による事態収拾の直接指導

3. 個別対応期

拡大期の対応が的確に行われると、集団が小さくなり、児童生徒が個別で問題行動を起こす時期となる。しかし、問題行動を起こす児童生徒の状況は、発生期・拡大期と継続していることから、より重点化した指導が必要である。この時期の生徒指導では、問題行動を起こす児童生徒に対して規制的・治療的生徒指導に重点を置きながらも粘り強く毅然とした態度で指導することにより、自尊感情や自己有用感を高め、集団への帰属意識を向上させ、学級集団への復帰を図る。一方、児童生徒の状況によっては、警察や堺市子ども相談所など関係機関との連携した指導も重要である。再び拡大期に戻らないためには、この時期の指導体制が重要である。



第4章 事象別対応事例

1. 対応のポイント

対応の基本1 : 日常の指導

- 学習することの意味を理解させ、授業規律を認識させ授業を大切にすることを育てる。
- 良好な人間関係づくりを、学級や学校をあげて取り組む。
- 破壊行為や暴力、いじめは、社会から否定され、時には犯罪行為になることを理解させる。
- 校内外の巡回を通じて環境整備に努め、児童会・生徒会などの児童生徒の自主的な活動を中心に、公共物を大切に扱う等、個別や集団の公共心を育てる。
- どのような行動が問題になるのかについて、全児童生徒に周知するとともに、指導のルールづくりをしておく。
- 全教職員が児童生徒に対して、毅然として一貫した指導を行えるよう指導のルールづくりを行う。
- 校内の教育相談体制を構築し、児童生徒が不安や不満を相談しやすい環境づくりを行う。
- 学級担任が問題を一人で抱え込まず、課題や悩みを他の教員に相談できるようにする
- 教員の教科指導力を高め、魅力のある授業づくりを行う。
- 些細な破損に対しても、保護者の理解を得ながら、修復作業や弁償等、自己の責任を理解できるような指導を行う。

対応の基本2 : 初期対応

- ① 問題行動等の制止
 - 授業を中断し、問題行動を制止（指導）する。
 - ・相手の表情を確認するなど冷静に対応しながら、周りの児童生徒から離れた場所（廊下等）に移動させて指導する。
 - ・指導に従わず制止が困難な場合は、近くにいる児童生徒を活用して教員の応援を要請する。
- ② 児童生徒（教職員）の安全確認と応急処置、病院への搬送
 - 児童生徒（教職員）の生命・身体の安全確認を最優先にする。
 - 損壊した器物などで、児童生徒がけがをしないように、使用・接近禁止措置等を行う。
 - ケガ等のある場合は、保健室で応急処置や救急車の要請を行う。
 - ・特に頭部のケガについては、救急車の要請をためらわない。
 - ・病院へ搬送する場合は、必ず管理職に報告するとともに教員が随行する。
 - 保護者に連絡する。
 - 管理職は、事態の状況により警察への通報も検討する。
- ③ 事実の確認
 - 火災や器物損壊の場合は、現場保存（立入禁止、写真撮影等）に努める。
 - 問題行動に至る原因や経緯について、徹底した事実確認を行う。
 - ・別室で落ち着いた状況の下で行う（できれば複数の教員で）。
 - ・児童生徒の体調の急変に気をつけながら聞き取る。

- 事象を目撃した児童生徒名を記録しておき、その後、聞き取り調査を行う。
 - ・複数の関係者から、個別に聞き取り、事実関係を詳細に記録する（報告書の作成）。
（発生時間、場所、関係者の行動や発言内容、位置関係 など）

④ 指導

- 事象により当該教職員（又は応援教員）は、当該の児童生徒を別室等に入れて落ち着かせる。
 - ・可能な限り、複数の教職員で対応する。
 - ・状況によっては、校長判断で警察へ通報する。
 - ・被害の児童生徒・教職員の心のケアに努める。
 - ・当該学級には、授業を中断しなければならない行為であったことを伝え、みんなの力でより良い授業環境をつくることの大切さを指導する。

対応の基本3 : 連絡報告

- 問題行動等を発見した教職員は、初期処理を進めると同時に、周りの児童生徒等に依頼し、応援を求める。
- 応援要請や報告を受けた管理職等は、対応を指示する。
 - * 消防、警察への連絡についても検討する。
- 生徒指導主事・生徒指導主任・学年主任・学級担任等による組織的対応を指示する。
- 管理職は問題行動の状況により、教育委員会に一報を入れ、指示を受ける。
（状況によっては、指導主事の派遣要請を行う。）
- 関係機関との連絡調整が必要な場合は、職員室に連絡担当者を常駐させる。

対応の基本4 : 事実の整理

- 当該児童生徒及び付近にいた関係教職員、関係児童生徒から、事象について詳細に聞き取りを行い、正確な事実の整理を行う。また、時系列にまとめ記録しておく。
- 事象の状況により、事実を整理する担当教職員を決め、情報収集の一本化を図る。
- 正確な事実関係の把握、原因の究明を徹底する。

対応の基本5 : 対応方策の決定

- 学年主任は、学年教職員を集め、生徒指導主任、生徒指導主事の同席のもと、整理した内容を報告し、今後の対応について協議する。
 - ・授業妨害された教員の立場に立ち、意見を尊重しながら、当該の児童生徒の反省を促し、今後の生活においてプラスになるような観点から対応について判断する。
 - ・事象によって被害を受けた児童生徒や、その他の児童生徒の心のケアについて検討する。
- 警察への被害届の提出を考慮する。
- 事象により保護者への説明会の開催等を検討する。

対応の基本6 : 児童生徒・保護者への対応

- 休み時間等を利用し、問題行動を起こした児童生徒に対し、学年教職員全員・生徒指導主任、生徒指導主事等で反省を促すとともに謝罪の必要な場合は謝罪の場を設定する。
- 問題行動を起こした児童生徒の保護者に事象の内容を伝え、今後の家庭における指導や見守り等を要請し、最後に当該の児童生徒も交えて今後の生活態度の改善や活躍等、前向きな話をする。
- 問題行動の状況により、児童生徒の保護者に連絡し、来校を求める。
- 保護者に家庭での指導を依頼するとともに、児童生徒の進路（将来）を考えてもらう。
 - ・ 場合によっては、重大性を伝えるため、弁償や警察への「被害届」の提出について、校長が直接話をする。
- 被害、加害の児童生徒がある場合は、双方の保護者への連絡が必要となるが、事実関係を中心に丁寧な対応を行う。
- 必要に応じて家庭訪問を行う。

対応の基本7 : 再発防止への取組

- 空き時間の教職員による教室の巡回など、授業の見守り体制を構築する。
- 当該の児童生徒の反省がうかがわれ、妨害された教職員に対し謝罪をするまで、ねばり強く指導を続ける。
- 事象後、早急に緊急学年集会を実施し、学年の児童生徒全員に対し、授業妨害等の迷惑行為の根絶について注意喚起し、授業の大切さや他人への思いやり等について説諭する。
 - ・ 事象の程度や被害教職員の状況により、緊急全校集会を実施する。
 - ・ 被害教職員や加害児童生徒のプライバシーに配慮する。

対応の基本8 : 市教委との連携

- 事象の重大性から判断し、できるだけ迅速に市教委に報告し、対応の助言や指示を受ける。場合によっては、指導主事、学校危機管理アドバイザー等で構成するスクールサポートチームの派遣を要請する。
- 児童生徒の心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーの緊急派遣を要請する。
- 報告書の作成にあたっては、指導主事の助言や指導を受ける。
- SAT会議開催や個別ケース会議の指導助言の要請を行う。
- 暴力行為の背景に、家庭環境、親子関係等の問題があれば、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

2. 事象対応

(1) 生徒間暴力への対応

初期対応

- ① 暴力行為の制止と現場整理
 - ・複数教職員による対応を原則とする。
 - ・当該の児童生徒の興奮を鎮めるよう冷静に対応する。
- ② 児童生徒の安全確認と応急処置、病院への搬送
 - ・生命・身体の安全確認を最優先にする。保健室で応急処置や救急車の要請を行う。
 - ・病院へ搬送する場合は、保護者に連絡する（必ず管理職へ報告すること）。
 - ・校長は、重篤なケガの場合、警察への通報も考えておく。
- ③ 事実の確認（現場から別室へ当該児童生徒からの個別に事情聴取）
 - ・暴力に至る経緯や暴力の詳細について、徹底した事実確認を行う。

連絡・報告

- ・発見又は応援教職員は管理職、生徒指導主任、生徒指導主事、学年主任等に連絡する。
- ・管理職は、教育委員会に第一報を入れるとともに、助言・指導を受ける。
- ・救急車等で病院に搬送する場合は、必ず教職員を随行させ、被害者の状況を把握する。
- ・ケガの状況に応じ、緊急職員会議で職員に周知する。

事実の整理

- ・担当教職員はできる限り両者の話が合うまで聞きとる。話が合わないようなら、一方から聞き取っている教職員が、もう一方の児童生徒からも確認する。周囲からも聞きとる。
- ・暴力に至った事実関係の把握、原因の究明を行う（いじめ関係の有無も確認）。

対応方策の決定

- ・主任は、学年教職員を職員室に集め、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、対応策を検討する。
- ・被害の児童生徒の見守り体制の構築とスクールカウンセラーによる支援を行う。

児童生徒・保護者への対応

- ・被害、加害の児童生徒の保護者に連絡。状況に応じ保護者の来校や家庭訪問を求める。
- ・被害の児童生徒の保護者に事象の内容を簡潔に伝え、事象及び指導の経過について説明する。また、被害届の提出についても意向を確認しておく。
- ・学校は加害側に対しても、事象の内容を伝えただうえて、来校を求め、事実関係を正確に説明する。また、被害者に謝罪するよう要望する（被害側の保護者の考え方により謝罪を受け入れない場合もあることや被害届が提出される可能性についても説明しておく）。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・事象の程度により、緊急全校集会を実施する。
- ・事象の程度や課題の児童生徒の状況（日頃からの生活状況や保護者の様子等）に応じて、関係機関に報告し、対応を検討する。

(2) 器物損壊への対応

初期対応

- ① 損壊現場の確認と安全措置
 - ・器物損壊を発見したら、現場保存に努めるとともに、損壊状況の危険度に応じて、児童生徒の安全に配慮した応急措置や使用・接近禁止措置等の手だてを講じる。
※損壊状況に応じて複数教員による対応が必要な場合、教員の応援を要請する。
 - ・損壊状況を写真に撮り、証拠として残しておく。
 - ・教職員の目前での破損行為は、複数の教職員で制止し、当該児童生徒を別室へ移動させる。用具を持っていれば取り上げる。
- ② 目撃情報の収集と加害当事者の特定
- ③ 加害児童生徒から事実の確認（事情聴取）
- ④ 警察への通報： 破損の程度や児童生徒の状況により、校長判断で警察へ通報

連絡・報告

- ・発見又は対応教員は管理職、生徒指導主任、生徒指導主事、学年主任等に連絡する。
- ・学年主任は、聴取する担当・場所・内容等を指示し、職員室において情報収集を行う。
- ・警察が現場検証を行う場合は、現場保存に努める。
- ・別室において、複数教職員により関係の児童生徒から内容と原因について聞き取る。
- ・事情聴取した教職員は、学年主任に内容を報告し、指示を受ける。

事実の整理

- ・担当教職員は破壊行為に至った事実関係の把握、原因の究明に努める。
- ・両者の内容が一致したら、原因も含め、学年主任が事象の全般を整理する。

対応方策の決定

- ・学年主任は、学年教職員を本部に集め、管理職や生徒指導担当同席のもと、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示し、皆で検討する。
- ・被害届の提出、破損個所の補修などを検討する。

児童生徒・保護者への対応

- ・児童生徒に対し、学年教職員全員・生徒指導主任、生徒指導主事（場合によっては管理職も同席）らで指導し、今後同じ事象を繰り返さないことを約束させる。
- ・児童生徒の保護者に事象内容を簡潔に伝え、来校を求め、今後の家庭における指導や見まもり及び破損個所の修復費弁償等を要望する。
※施設管理者の立場から、校長が本人、保護者に対し、直接指導する。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・関係の児童生徒から、家庭における指導や生活の様子などを聞き取り、今後の態度についての助言など、事後指導を行う。
- ・学年集会を実施するなど、児童生徒に対し、公共施設等の器物破損行為の根絶について注意喚起し、物を大切に作る心等について説諭する。

(3) いじめへの対応

初期対応

- ・ いじめの事象を発見したり情報を入手したりしたら、被害の児童生徒と加害の児童生徒を職員室に連れて行き、別室に入れ、状況を聞き取る。
- ・ 被害の児童生徒の心のケアに努める。
- ・ ネットへの「書き込み」の場合は、開設者に削除を要求する。メールを利用したいじめの場合は、アドレスの変更等を指導する。

連絡・報告

- ・ 対応教員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・ 学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。

事実の整理

- ・ 担当教職員はできる限り両者の話が合うまで聞きとり、友人等の関係者からも事象の状況について聞き取る。
- ・ 話の内容が一致したら、原因も含め、学年主任が今回の事象の全般を整理する。
- ・ メール内容や書き込み内容、回数を考慮し、警察への被害届を視野に入れる。

対応方策の決定

- ・ 学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。
- ・ 被害の児童生徒の見守り体制の構築とスクールカウンセラーの活用。
- ・ 携帯電話の解約等の工夫が必要な場合がある。

児童生徒・保護者への対応

- ・ 加害の児童生徒に対し、全学年教職員・生徒指導主任、生徒指導主事（場合によっては管理職も同席）らで指導し、被害の児童生徒への謝罪と再発防止について約束させる。
- ・ 被害の児童生徒の保護者に事象内容を簡潔に伝え、担任等複数で児童生徒を自宅に送り届けて、保護者に事象の詳細及び指導の経過について説明する。
- ・ 加害の児童生徒の保護者に事象内容を説明し、被害の児童生徒への謝罪と家庭での指導について説明する。
- ・ いじめが学級や学年に広がっている場合、学級保護者会、学年保護者会の開催を検討する。
 - ※ ネットいじめについては、携帯電話の使用方法に関するマナーを家庭で取り決めるよう被害・加害両者の保護者に要望する。
 - ※ 金品等要求の場合は、加害者側に被害者側への返却又は弁償及び返金について要望する。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・ 加害の児童生徒には、事後指導を行う。また、定期的ないじめアンケートを実施する。
- ・ 事象の程度や加害の児童生徒の状況（日頃からの生活状況や保護者の様子等）に応じて、関係機関に報告し、被害者側の考えや今後の対応について説明する。

(4) 授業エスケープへの対応

初期対応

- ・ 発見者は、当該の児童生徒の名前を職員室に連絡する。
- ・ 職員室の教職員は直ちに複数で校内・学校周辺を探す。
※探しても見つからない場合は、家庭連絡し保護者にも協力を依頼する。
- ・ 当該の児童生徒を発見したら、別室で事情を聞くとともに繰り返さないことを約束させ、教室に戻り授業に参加するよう指導を行う。

連絡・報告

- ・ 応援教諭は管理職、生徒指導主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任等に連絡する。
- ・ 学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。

事実の整理

- ・ 学年主任（主任が授業なら他の担任をはじめ他の学年教職員）は、当該の児童生徒の指導を担当した教職員からの情報を整理する。

対応方策の決定

- ・ 引き続きエスケープが予想される場合には、複数の教職員による校内巡回体制を組む。

児童生徒・保護者への対応

- ・ 当該の児童生徒に対し、今後の態度について約束させるとともに、保護者に事象内容を伝え、今後の家庭における指導を要望する。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・ 興味・関心を引く教材の準備や、児童生徒が主体となって活躍できる出番を増やすなど、授業改善を進める。
- ・ 空き時間の教職員による教室の巡回など、授業の見守り体制を構築する。

(5) 不登校への対応

初期対応

- ・「不登校」は、誰にでも起こりうることを再認識し、児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さない（欠席、遅刻、早退、体調不良、意欲低下、学業不振、友人関係の変化 虐待 等）。
- ・「おかしいな」と感じたときに、すぐに教育相談、家庭訪問等を行い、本人、保護者に「心配しているよ」のサインを送り、信頼関係をつくる。

連絡・報告

- ・ひとりで抱え込まず、管理職、不登校担当教員、養護教諭等に連絡し、情報の共有を図る。
- ・関係教職員間で、当面の対応を協議し、早期回復へ向け、指導する。

事実の整理

- ・担任や不登校担当教員が中心となって、不登校初期段階にある児童生徒の背景にある問題をあらゆる面から、事実に基づき整理する。そのためにも、全教職員に周知し、情報の提供を求める。
- ・ケースによっては、前年度の状況や、入学前の状況も聞きとる。

対応方策の決定

- ・整理した事実をもとに、いじめ・不登校対策委員会を開催し、学校としての指導方針を決め、速やかな問題解決を図る。
- ・学業不振、友人関係、いじめ、学級の荒れ、親子関係等、起因する可能性のある問題の解決など、関係機関、専門家等との連携を行い、具体的な取組を行う。

児童生徒・保護者への対応

- ・当該児童生徒の気持ちを大切に、自己肯定感を高めるよう配慮しながら、一緒に解決する姿勢を本人及び保護者に伝える。
- ・長期の対応が必要な場合は、あせらず、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、了解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応、堺市適応指導教室を活用するなど、学校、保護者、関係機関の役割を明確にして、子どもの心の成長を見つめる。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・不登校のケースは様々であり、マニュアル通りにはいかないことを再認識した上で、校内委員会を定期的で開催し、事例研修を積み上げ、教職員一人ひとりの指導力向上に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用など、教育相談体制の充実を図り、児童生徒のサインを見逃さない生徒指導体制をつくる。

不登校生の保護者の声

学級に、学級の子どもたちの心に、不登校生の存在はありますか？ 机や役割分担表などはどうなっていますか？

(6) 学級がうまく機能しない状況への対応

初期対応

- ・組織的な指導体制により、正確な学級の状況把握と原因分析を行い、対応方針を検討する。
- ・実情に合わせて、複数の教職員による授業を行う。
- ・当該学級には、みんなの力で授業環境をつくることの大切さを指導する。

連絡・報告

- ・学級担任は管理職、生徒指導主任、生徒指導主事、学年主任に連絡する。
- ・管理職、学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。
※全教職員が学級の状況や課題を共通理解する。

事実の整理

- ・管理職や学年主任が中心となって、正確な学級の状況把握を行う。課題のある児童生徒がいる場合は、当該の児童生徒を指導している教職員からの情報も整理する。

対応方策の決定

- ・管理職、学年主任は、学年教職員を職員室に集め、整理した内容を報告し、対応策を示し検討する。
- ・当該学級には、複数の教職員による学級の支援体制を組む。

児童生徒・保護者への対応

- ・当該の児童生徒に対し、管理職・学年教職員全員等で指導し、今後の生活態度の改善を約束させる。(個別課題のある児童生徒に対しては、別室指導等を行う。)
- ・教育相談を実施し、一人ひとりの状況を把握し、対応策を検討する。
- ・保護者に対して、現状改善のための指導方針を明確にし、理解と協力を求める。
※学年・学級保護者会や保護者による見守り活動を実施する。

再発防止への取組(関係諸機関を含む)

- ・教育センター等と連携し、授業改善や教職員の指導力の向上を図る。
- ・当該学級では、学級集団としての充実感が得られるような取組を行う。
- ・空き時間の教職員による教室の巡回など、授業の見守り体制を構築する。

(7) 授業妨害への対応

初期対応

- ① 妨害行為の制止（複数体制で指導する）
 - ・ 授業を中断し、当該の児童生徒に妨害行為をやめるよう指導する。
 - ・ 当該の児童生徒が指導に従わない場合は、教室の外に移動させて指導する。
 - ・ 児童生徒が興奮している場合などは、児童生徒に依頼し、教職員の応援を要請する。
- ② 事実の確定（別室で事実の確認、行為の重大性を伝え、反省させる）
 - ・ 応援教職員は、当該の児童生徒を別室等に入れて落ち着かせたうえで指導を行う。
 - ・ 担任による事実確認と説諭。
- ③ 当該学級指導と授業の再開
 - ・ 授業をできるだけ早期に再開する。

連絡・報告

- ・ 当該の教職員は、管理職・生徒指導主任・生徒指導主事・学年主任・学級担任に連絡・報告を行う。
※授業中なら、休み時間に行う。緊急の場合は、他学年教職員に自習に入ってもらおう。
- ・ 当該の児童生徒への指導を担当した教員は、原因や本人の状況等を伝える。

事実の整理

- ・ 関係教職員は、当該児童生徒の指導を担当した教職員からの情報を整理し、経過や原因を整理する。

対応方策の決定

- ・ 学年主任は、学年教職員を集め、生徒指導主任等の同席のもと、整理した内容を報告し、今後の対応について協議する。
- ・ 授業妨害が予想される児童生徒・教科には、あらかじめ複数の教職員で対応できる体制を組む。

児童生徒・保護者への対応

- ・ 当該児童生徒に対し、授業妨害が他の児童生徒の学習権を侵害することを指導し、教職員に対する謝罪の場の設定と、今後同じ事象を繰り返さないことを約束させる。
- ・ 当該の児童生徒の保護者に事象内容を伝え、今後の家庭における指導や見まもり等を要望し、最後に当該の児童生徒も交えて今後の生活態度の改善や活躍等、前向きな話をする。

再発防止への取組（関係機関を含む）

- ・ 空き時間の教職員による教室の巡回など、授業の見まもり体制を構築する。
- ・ 指導後、加害の児童生徒から家庭における指導の聞き取りや今後の態度についての助言など、事後指導を行う。
- ・ 緊急学年集会を開催するなど授業妨害等の迷惑行為の根絶について注意喚起する。
- ・ 問題行動を行う児童生徒の背景に、家庭環境、親子関係等の問題があれば、スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼する。

(8) 対教師暴力への対応

初期対応

- ① 暴力行為の制止
 - ・複数の教職員で現場に行き、被害教職員を保護する。
 - ・冷静に対応しながら児童生徒の興奮を鎮める。
- ② 被害教職員の安全確認と応急処置及び病院への搬送
 - ・生命・身体の安全確認を最優先にし、必要があれば、保健室で応急処置や救急車の要請を行う。特に頭部のケガについては、救急車の要請をためらわない。
- ③ 事実の確認（現場から別室へ。当該児童生徒を移動させる）
 - ・加害児童生徒と教員を分け、個別に複数（可能であれば）で事情聴取。
 - ・生徒指導担当等が被害教職員や加害児童生徒から内容と原因について聞き取る。

連絡・報告

- ・管理職に報告する。事象が重大な場合、教育委員会に報告する。
- ・事象により緊急職員会議で職員にも周知するほか、警察への通報も検討する。

事実の整理

- ・担当教職員はできる限り関係者の話が合うまで聞きとる。
- ・対教師暴力にいたった事実関係の把握、原因の究明を行い、全般を整理する。

対応方策の決定

- ・管理職は、関係教員と今後の対応策について協議し、結果を学年教職員に報告する。
※被害教職員の立場に立ち意見を尊重しながら、加害の児童生徒の反省を促す。
- ・警察への被害届の提出を考慮する。

児童生徒・保護者への対応

- ・被害教職員を管理職及び学年主任等で自宅に送り、家族に事象及び指導の経過、今後の対応について説明する。（被害の状況に応じて被害届に関する説明も加えておく。）
- ・児童生徒の保護者に連絡し、学校で詳細について説明を行い、今後の家庭での指導や見まもり及び被害教職員への謝罪を要望し、場合により被害届の提出の可能性についても伝える。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・事件後、早急に学年集会を実施し、学年の児童生徒全員に対し、暴力（特に教職員に対する暴力）行為の根絶について注意喚起し人権尊重等について説諭する。
※事象の程度や被害教職員の状況により、全校集会を実施する。

市教委との連携

- ・暴力行為の背景に、家庭環境、親子関係等の問題があれば、スクールソーシャルワーカーの派遣を行う。
- ・SAT会議の要請、個別ケース会議の指導助言の要請
- ・保護者からの苦情対応等について、指導主事、危機管理アドバイザーを派遣する。

(9) 盗難への対応

初期対応

- ・校内での盗難について被害児童生徒から申し出を受けた教職員は、児童生徒を落ち着かせ、話を十分聞く。(いつ、どこで、何を、周囲の状況 など)
- ・児童生徒の身の回り、教室、立ち回り先などを一緒に確認する。(場合によっては、現場の保存に努め、他の生徒にさわらせない。)
- ・携帯電話やキャッシュカードが盗難にあった場合は、2次被害を防ぐために、保護者に連絡し、所要の措置を依頼する。
- ・場合によっては、他の教職員の協力を得て校内や学校周辺を捜索し、盗難にあったものが廃棄されていないか確認する。
- ・事象の背後に「いじめ」がないか慎重に確認しておく。

連絡・報告

- ・対応教職員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。

事実の整理

- ・担当教職員はできる限り、被害者本人から事実を正確に把握するとともに、不審者情報など周辺児童生徒から情報を収集する。
- ・事象の背後に、「いじめ」がないかどうかの確認を再度行う。

対応方策の決定

- ・状況によっては、警察に通報する。(現場検証を依頼する)
- ・学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。

児童生徒・保護者への対応

- ・保護者に連絡し、事情説明を行う。場合によっては警察に被害届を出すよう依頼する。

再発防止への取組(関係諸機関を含む)

- ・貴重品等の学校への持ち込みについて、注意を行う。
- ・貴重品等の保管方法や教室の施錠を検討、再発防止策を立てる。
- ・児童会、生徒会、ホームルームを通じて、再発防止策を説明し、徹底させる。

(10) 恐喝への対応

初期対応

- ・ 金銭などの恐喝を受けた児童生徒・保護者から届け出を受けた教職員は、落ち着かせた状況で複数の教職員により話を十分聞き、事実確認を行う。
- ・ 被害を受けた日時・金額・場所、暴力被害、また加害者などについて事実を正確に聞く。
- ・ 場合によっては、スクールカウンセラーなどによる心のケアを図る手段を講じる。
- ・ 被害児童生徒・保護者へ被害届について説明する。
- ・ 事象の背後にいじめや暴力行為等がないか、十分事実を調査する。
- ・ 加害児童生徒からも複数の教職員により事実確認を行う。

連絡・報告

- ・ 対応教員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・ 学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。

事実の整理

- ・ 被害児童生徒と加害児童生徒の両者の話が合うまで聞きとりを行い、友人等の関係者からも事象の状況について聞き取る。
- ・ 話の内容が一致したら、原因も含め、学年主任が今回の事象の全般を整理する。

対応方策の決定

- ・ 学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。
- ・ 被害児童生徒の見守り体制の構築とスクールカウンセラーによる支援を検討する。
- ・ 警察への対応

児童生徒・保護者への対応

- ・ 被害児童生徒の保護者の訴えを親身に聞き、事後の対応についての要望を正確に把握する（警察への被害届、謝罪や弁償など）。
- ・ 被害児童生徒に対する見守り、心のケアについて学校の対応を説明する。
- ・ 加害生徒に対して、恐喝は犯罪行為であり、絶対許されないことを理解させる。
- ・ 加害児童生徒の保護者へは、来校を依頼するか家庭訪問を行い、複数教職員で事情の説明を行う。事実のみを明確に伝え、謝罪や弁償、警察への対応、家庭での指導など、今後のことについて説明を行う。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・ 加害の児童生徒には、事後指導を行う。
- ・ 恐喝やいじめが学級や学年に広がっている場合、学級保護者会、学年保護者会の開催を検討する。

(11) 他校生とのトラブルへの対応

初期対応

- ・「他校生とのトラブルがあった」「他校生と喧嘩をする」などの情報が入った場合には、複数の教職員で現場に急行し事態の收拾を図る。(場合によっては警察の応援を要請)
- ・まず、現場の生徒の安全を確保し、ケガがある場合治療を優先する。
- ・すでに警察で保護(拘束)されている場合は、複数の教職員で警察署に向かい情報収集を行う。
- ・関係校の管理職や生徒指導主任、生徒指導主事とも連絡をとり、状況を把握する。
- ・関係児童生徒全員から聞き取りを行う。また、聞き取り内容については、関係校の管理職や生徒指導担当とも内容を確認し、事実関係を明確にする。

連絡・報告

- ・対応教職員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。
- ・管理職は、教育委員会に直ちに連絡を行い、指示を受ける。

事実の整理

- ・関係児童生徒や関係校の聞き取り内容を整理する。
- ・警察から聞き取った事実(事象の発生日時、場所、関係者等)を正確に整理する。

対応方策の決定

- ・学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。
- ・事象によっては、教育委員会の指示や助言を受ける。

児童生徒・保護者への対応

- ・保護者へ来校(又は家庭訪問)を求め、今後の対応について相談する。
(複数対応、直接説明)
- ・児童生徒の指導方法や内容については、時間を十分にかけて検討する。
- ・保護者に学校での指導方針を説明し、家庭での指導について依頼する。
- ・今後の対応についての保護者の相談にのる。

再発防止への取組(関係諸機関を含む)

- ・再発防止に向け全教職員により見まもりや指導を行う。
- ・児童生徒から事前の情報を得られるように日頃から人間関係の構築に努める。

(12) 窃盗への対応

初期対応

- ・「児童生徒が窃盗（万引き）をした。」と商店や警察から学校に連絡があった場合は、担任等複数の教職員で、商店若しくは警察に直ちに行き、状況を正確に聞く。
- ・保護者に連絡を取る。
- ・保護者に連絡が取れない場合、商店（警察）から児童生徒を学校に連れ帰る（児童生徒だけで帰宅させない）。
- ・児童生徒を落ち着かせ、複数の教職員により話を十分聞く。
- ・事象の背後にいじめや恐喝がないか十分留意して話を聞く。
- ・児童生徒のプライバシーには十分配慮すること。

連絡・報告

- ・対応教職員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。

事実の整理

- ・商店（警察）や児童生徒から聞き取った事実を正確に整理する。

対応方策の決定

- ・学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。

児童生徒・保護者への対応

- ・保護者へ来校（又は家庭訪問）を求め、事情説明を行う。（複数対応、直接説明）
- ・児童生徒には、窃盗（万引き）は犯罪行為であり、絶対許されないことを理解させる。
- ・保護者に学校での指導方針を説明し、家庭での指導について依頼する。
- ・謝罪や弁償等、今後のことについての相談にのる。

再発防止への取組（関係諸機関を含む）

- ・児童生徒には、事後指導を行う。
- ・ホームルームや学年集会などで、窃盗（万引き）は犯罪行為であり、絶対許されないことについて指導を行う。（一般論として説明を行う。）

(13) 補導、逮捕への対応

初期対応

- ・「児童生徒を暴力行為・器物損壊、窃盗などで補導・逮捕した。」と警察から学校に連絡があった場合は、担任等複数の教員で、警察に直ちに行き、状況を正確に聞く。
- ・保護者に連絡を取る。
- ・警察において可能な限り情報を収集する。(捜査中の場合、情報が入手できないこともある。)
- ・児童生徒の身柄の拘束期間や、その後の処理などについて警察に聞く。

連絡・報告

- ・対応教職員は管理職、学年主任、生徒指導主任、生徒指導主事等に連絡する。
- ・学年主任は、学年教職員を集め、事象について報告し、今後の対応案を示す。
- ・管理職は、教育委員会に直ちに連絡を行い、指示を受ける。

事実の整理

- ・警察から聞き取った事実(事象の発生日時、場所、関係者等)を正確に整理する。

対応方策の決定

- ・学年主任は、事情聴取した内容を担当教職員から報告させ、次の対応策を示す。
- ・事象によっては、教育委員会の指示や助言を受けること。

児童生徒・保護者への対応

- ・保護者へ来校(又は家庭訪問)を求め、今後の対応について相談する。
(複数対応、直接説明)
- ・児童生徒の指導方法や内容については、時間を十分にかけて検討する。
- ・保護者に学校での指導方針を説明し、家庭での指導について依頼する。
- ・今後の対応や謝罪、弁償等、今後のことについての保護者の相談にのる。

再発防止への取組(関係諸機関を含む)

- ・事象により、慎重に対応策を検討すること。

(14) その他の事象の留意事項

家 出

- 保護者等から家出の情報が入った場合は、教職員・保護者・友人等からできるだけ多くの情報を収集し、関係機関と常に連携をとりながら、迅速に児童生徒の発見保護に努める。
- 保護者と相談のうえ、警察への「保護願」提出やPTA・自治会等の協力を得て、捜索を行う。
- 管理職から教育委員会に報告する。
- 当該児童生徒を発見した場合は、本人の落ち着きを待って事情を聞き取り、本人の思いや悩みを聞き、家庭における背景を把握するよう努める（虐待やいじめなどの存在に留意する）。
- 保護者と連絡を密にし、今後の学校の指導や家庭での指導のあり方について協議する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や子ども相談所との連携を検討する。

喫煙・薬物乱用

- トイレ等、喫煙等の場所となりやすい場所を巡回し、現場を確認する。
- 喫煙等の行為が確認された場合、ライター・タバコ・薬物等の所持品はその場で取り上げる。
- 該当生徒から個別に状況を聞き、事実（入手経路、動機、回数、場所、グループ等）を正確に把握する。
- 薬物の使用が疑われる際には、市教委、警察に対応を相談する。
- 本人・保護者に対し、触法行為であること、身体への悪影響や火災の危険性などについて指導し、家庭での指導についても要請する。
- 児童会、生徒会等とも連携し、校内点検や巡回を行う。

深夜徘徊等

- 児童生徒が深夜徘徊し、緊急に対応が必要な状況である等の通報があった場合は、保護者・当該児童生徒が家にいるかを確認し、不在の場合は、生徒指導主事・担任・管理職が連絡を取り、状況に応じて現場に急行する。
- 居場所が不明な場合、危険が想定される場合には、保護者から警察に「保護願」の提出を依頼する。
- 児童生徒を保護した場合は、確実に児童生徒を自宅まで送り届け、関係機関に連絡する。
- 本人が落ち着いたら、事実を聞き取る。その際には本人の思いや悩みを十分聞き取り、その背景について情報をつかむ。
- 深夜徘徊等は、さまざまな問題行動につながる可能性のあること、また犯罪にも巻き込まれる可能性のあることを説明し、指導する。保護者にも家庭での指導を依頼する。

參考資料

資料1：児童虐待

学校園における児童虐待早期発見・通告に至るまで

教職員の情報収集

児童生徒の様子から

- ・不自然なけがや傷
- ・攻撃的な言動
- ・給食時、何度もおかわりする
- ・遅刻や欠席が多い
- ・汚れた服を着ている 等

保護者の様子から

- ・児童生徒への無関心
- ・アルコール依存
- ・DV
- ・保護者自身に暴力による傷がある 等

状況が気になる

- ・教員との面談を嫌がる
- ・家庭訪問の拒否
- ・児童生徒の傷に対する説明が曖昧である 等

虐待ではないのか？

緊急会議

- ・校内のケース会議で相談、検討
(管理職、生指、養護教諭、担任、学年、スクールカウンセラー等)
- ※事実の共有認識
一人でかかえこまない
- ※危険度の判断

電話連絡及び
通告書の写し
の提出

相談

教育委員会

生命にかかわる強い緊急性

- (例)
- 児童生徒がけがをし、直ちに第三者による保護が必要と判断される
 - 緊急介入が必要だが、家の中に入れない 等

疑わしきは通告

電話で通告、その後
通告書の提出

通告・相談

虐待ケースカンファレンス

大阪府警本部少年課(児童虐待対策班)
「チャイルドレスキュー110番」
06-6943-7076
(24時間365日)

○各区役所内 保健福祉総合センター
地域福祉課(家庭児童相談室)

- ・堺区 228-7477
- ・中区 270-8195
- ・東区 287-8112
- ・西区 275-1912
- ・南区 290-1812
- ・北区 258-6771
- ・美原区 361-1881

●堺市子ども相談所

276-7123

子ども虐待ダイヤル

277-4300

(夜間・休日も対応)

【危機介入】

- 子どもの保護
- 子どもの生命と安全の確保

(通告書様式)

平成 年 月 日

通 告 書

保健福祉総合センター所長 様

学校園名 _____

電話番号 — —

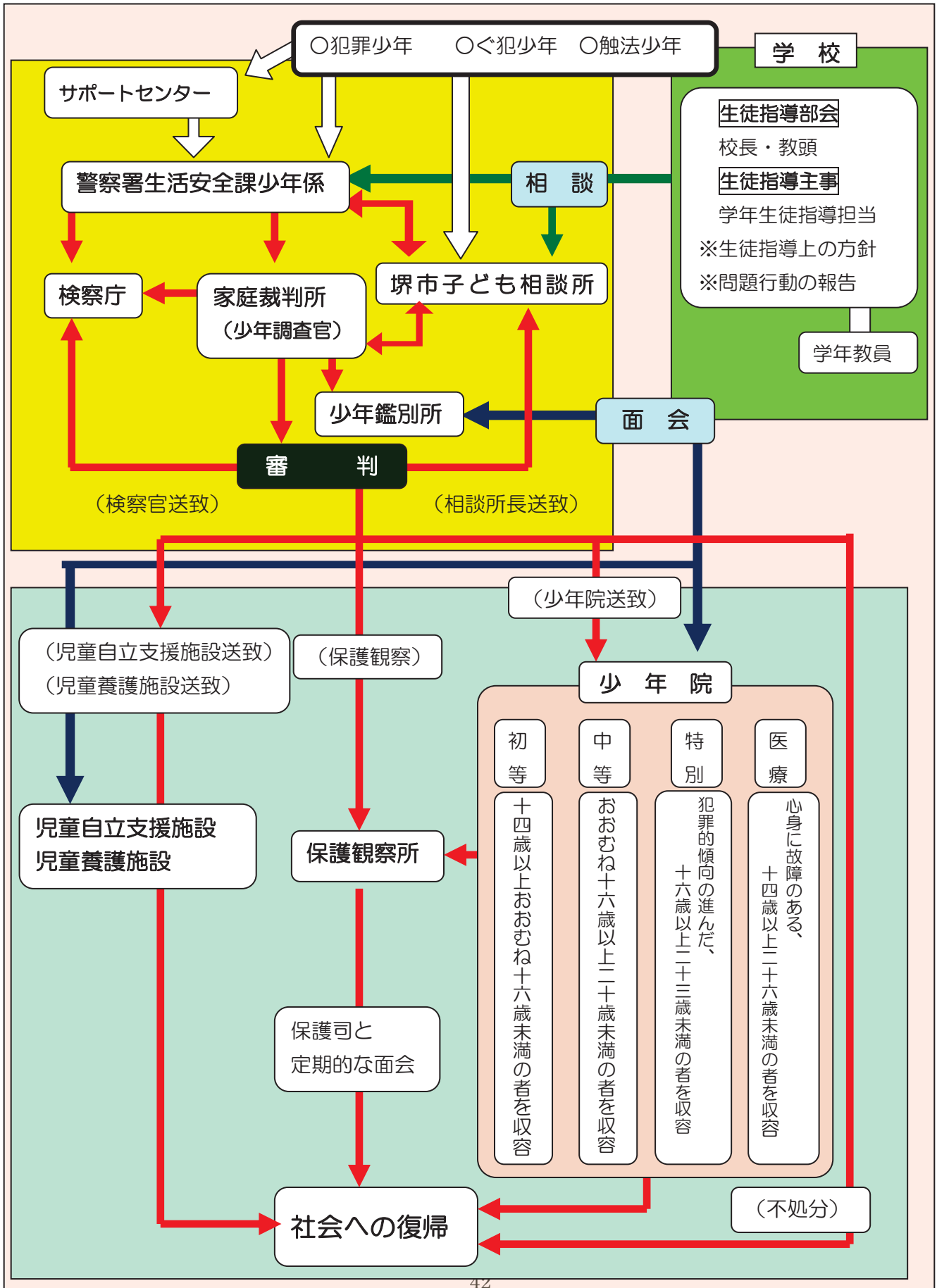
学校園長名 _____

ふりがな 児童氏名	H 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所	TEL: — —			
ふりがな 保護者氏名	歳	続柄()	保護者への対応	
通告理由 (本人の状況)	身体的虐待 ネグレクト 性的虐待 心理的虐待			
	(いつ?誰から?どのように?頻度は?発覚の経緯)		児童への対応	
家庭状況 (家族構成等)	*きょうだいへの注意の必要性			
対応経過等 及び 学校園の所見				

*児童とは、児童福祉法に定める18歳未満の者を言う(幼児・児童・生徒)

当面の対応 (合意による)	(学校園、堺市子ども相談所で話し合って記入)
通告の終結 (合意による)	

資料2：少年審判と処遇の流れ



資料3：文部科学省 懲戒・体罰に関する考え方

..... 平成18年度 文部科学省通知より

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

18 文科初第 1019 号

平成 19 年 2 月 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

錢谷 眞美

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教員あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる児童生徒を最後までまもり通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起

こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人ひとりを把握し、性向等についての理解を深め、教員と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教員や学校が孤立することがないように、校長をはじめ 教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。○ 学習課題や清掃活動を課す。○ 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。

ない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

資料4：いじめアンケート（調査項目）の例と解説

*この例の中で、○印は可能な限り含めることが望ましい項目、△はそれに準ずる項目、無印は、省略可能な項目を意味する。

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつかききます。「よくあてはまる」から「ぜんぜんあてはまらない」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

- ア. 学校が楽しい
- イ. みんなで何かをするのは楽しい
- ウ. 次の学年も今の学級でいたい
- エ. じゅぎょうがよくわかる。
- オ. じぶんの顔やスタイルが好きである
- カ. スポーツや音楽など、じまんでできるものがある

*学校適応・自己肯定感に関する項目 ○の項目は、学年・学校の状況を測る上で最適。

問2 あなたのさいきんの体や心のようにすについて、いくつかききます。「よくあてはまる」から「ぜんぜんあてはまらない」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

- △ア. 体がだるい
- △イ. なんとなく、しんぱいだ
- △ウ. いらいらする
- △エ. 元気がでない
- △オ. つかれやすい
- △カ. さびしい
- △キ. ふきげんで、おこりっぽい
- △ク. あまりがんばれない
- △ケ. ずつうがする
- △コ. 気もちがしずんでいる
- △サ. だれかに、いかりをぶつきたい
- △シ. べんきょうが手につかない

*ストレス感情に関する項目。潜在的な課題を発見する際に有効。ア・オ・ケの合計＝身体的ストレス尺度、イ・カ・コの合計＝不安・憂鬱ストレス尺度、ウ・キ・サの合計＝不機嫌・怒りストレス尺度、エ・ク・シ＝無気力ストレス尺度、として用いることができる。

問3 あなたは今の学年になってから、きょうまでに、つぎに書いてあるような、いろいろなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「ぜんぜんなかった」までの、4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

- △ア. 先生が、よくわけを聞いてくれずにおこった
- △イ. べんきょうのことで、友だちにからかわれたりばかにされたりした
- △ウ. じゅぎょう中、わからない問題をあてられた
- △エ. うちの人が、べんきょうのことをうるさく言った
- △オ. 先生があいてにしてくれなかった
- △カ. 顔やスタイルのことでからかわれたりばかにされたりした
- △キ. じゅぎょうが、よくわからなかった
- △ク. うちの人が、友だちやせいかつのことをうるさくいった
- △ケ. 先生が、えこひいきをした
- △コ. じぶんのしたことで、友だちから悪口をいわれた
- △サ. テストの点が、思ったよりわるかった
- △シ. うちの人のきたいは、大きすぎると思った

* ストレッサー（ストレスの原因）に関する項目。潜在的な課題を発見する際に有効。ア・オ・ケの合計＝教員ストレス尺度、イ・カ・コの合計＝友人ストレス尺度、ウ・キ・サの合計＝勉強不機嫌・怒りストレス尺度、エ・ク・シの合計＝無気力ストレス尺度、として用いることができる。

問4 あなたの最近の体や心のようすについて、いくつかききます。「よくあてはまる」から「ぜんぜんあてはまらない」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

- ア. これからの世の中では、べんきょうのせいせきが悪いとみじめだ
- イ. これからの世の中では、顔やスタイルがよくないとみじめだ
- ウ. これからの世の中では、人よりもとくいなことがないとみじめだ

* 競争意識に関する項目。ストレスの背景を発見する際に有効。

問5 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれるとおもいますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの、4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

- ア. もし、あなたに元気がないと、すぐに気づいてはげましてくれる
おうちのひと
○学校の先生
△友だち
- イ. もし、あなたが、なやみやふまんを言っても、イヤな顔をしないで聞いてくれる
おうちのひと
○学校の先生
△友だち

ウ. ふだんから、あなたの気もちを、よくわかろうとしてくれる

おうちのひと

○学校の先生

△友だち

*周りからの理解や支えに関する項目。教員—生徒関係、生徒—生徒関係の良好さを測るうえで最適

問6 あなたは、あなたの周りの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの、4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

ア. 私（私たち）のしたことで、ほかの人によるこんでもらえた。

イ. 私（私たち）のしたことで、ほかの人からかんしゃされた

ウ. 私（私たち）のしたことで、ほかの人のやくにたった

*自己有用感に関する項目。他者の存在を前提とした自己肯定感を測る上で有効。

みなさんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりすることがあると思います。

そうしたいじわるやイヤなことを、みんなからされたり、なんどもされたりすると、そうされた人はどうしてよいかわからずにととても苦しい思いをしたり、みんなの前ではずかしい目にあわされてつらい思いをしたりします。

これから皆さんにしつもんするのは、そうしたいじわるやイヤなことを、むりやりされたときのことや反対に弱い友だちにあなたがしたときのことについてです。

*いじめという語のイメージに左右されないで回答を求める際に有効な説明。次の被害体験・加害体験の直前に配置する。

問7 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってからの学校の友だちのだれかから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんされなかった」までの、5つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

○ア. なかまはずれにされたり、むしされたり、かげで悪口をいわれたりした

○イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした

○ウ. かるくぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、けられたりした

エ. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした

オ. お金やものをとられたり、こわされたりした

○カ. パソコンや携帯電話でイヤなことをされた

*いじめの被害経験に関する項目。○の項目は、発生頻度が高かったり、注意を要する項目。

問8 では、あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんしなかった」までの5つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。

- ア. なかまはずれにしたり、むししたり、かげで悪口を言ったりした
- イ. からかったり、悪口やおどし文句、イヤなことを言ったりした
- ウ. かるくぶつかったり、遊ぶふりをして、たたいたり、けったりした
- エ. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした
- オ. お金やものをとったり、こわしたりした
- カ. パソコンや携帯電話でイヤなことをした

*いじめの加害経験に関する項目。○の項目は、発生頻度が高かったり、注意を要する項目。

以上の調査項目は、小学校4年生を意識した表記になっているので、児童生徒に応じてひらがなを漢字に変えたり、漢字に変えたうえでふりがなをつける等が必要である。(以下に配置例を示す)

問1・問2・問3の選択肢の例	よく あてはまる	まあ あてはまる	あまり あてはまらない	まったく あてはまらない	
ア. 学校が楽しい・・・・・・・・・・	1	2	3	4	
問4の選択肢の例	よくあつた	たまにあつた	あまり なかつた	まったく なかつた	
ア. 先生が、よくわけを聞いてくれずに おこった・・・・・・・・・・	1	2	3	4	
問5・問6の選択肢の例	そう思う	まあそう思う	あまり そうは思わない	まったく そうは思わない	
ア. もし、あなたに元気がないと、 すぐに気づいてはげましてくれる。 おうちの人・・・・・・・・・・	1	2	3	4	
問7・問8の選択肢の例	1しゅうかんに なんども	1しゅうかんに 一回くらい	月に 2～3回	今までに 1～2回	ぜんぜん なかつた
ア. なかまはずれにされたり、むしされたり、 かげで悪口をいわれたりした・・・・・・・・	1	2	3	4	5

資料5：関係機関一覧

関係機関	活動内容	連絡先	
福祉関係	堺市子ども相談所	①18歳未満の子どもに関する相談活動 ②要保護児童及び児童虐待の通告の受理、調査 ③被虐待児童の保護や親への指導、支援	072-276-7123
	家庭児童相談室 (保健福祉総合センター) *各区役所地域福祉課	①生活保護の申請を受け、調査、検討、決定を行う (生活援護課) ②母子生活支援施設や保健所の入所手続き ③要保護児童及び児童虐待の通告を受理、状況の把握 ④高齢者福祉の相談活動、在宅支援サービス等 ⑤障害者福祉の相談活動、障害者手帳の交付等 ⑥ひとり親、女性からの相談、家庭等に関する相談 ⑦生活の安定と生活意欲の推進、福祉資金の貸付 ⑧保健医療、介護医療に関する相談活動	072-228-7477 (堺区地域福祉課) 072-270-8195 (中区地域福祉課) 072-287-8112 (東区地域福祉課) 072-275-1912 (西区地域福祉課) 072-290-1812 (南区地域福祉課) 072-258-6771 (北区地域福祉課) 072-363-9316 (美原区地域福祉課) 072-245-2528 (大仙西福祉相談所)
	堺市ユースサポートセンター	①非行、ひきこもり、不登校、ニートなどに関する相談 *堺市在住の39歳以下が対象	072-229-3900
保健関係	保健所 保健センター	①児童の健康相談、健康診査、保健指導等 ②薬物乱用についての相談を受け、指導、支援	072-238-0123 (堺保健センター) 072-270-8100 (中保健センター) 072-287-8120 (東保健センター) 072-271-2012 (西保健センター) 072-293-1222 (南保健センター) 072-258-6600 (北保健センター) 072-362-8681 (美原保健センター) 072-241-6484 (ちぬが丘保健センター)
	母子医療センター (大阪府立母子保健 総合医療センター)	①医療に関する相談、指導、支援 ②発達障害についての相談を受け、検査、指導、支援	0725-56-1220
	精神保健福祉センター (こころの健康センター)	①精神保健に関する相談、指導、支援	072-258-6646

	関係機関	活動内容	連絡先
警察関係	警察署	①少年非行や犯罪被害に関する相談活動 ②非行少年の検挙、補導 ③不良行為少年への注意、助言、指導等 ④犯罪被害少年への助言、支援等 ⑤家出人捜索願を受理し、家出少年の発見、捜索 ⑥非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催 ⑦合同補導活動、少年非行の未然防止の啓発活動 ⑧虐待の相談所への通告、支援活動、虐待者の検挙	072-223-1234 (堺警察署) 072-274-1234 (西堺警察署) 072-250-1234 (北堺警察署) 072-291-1234 (南堺警察署) 072-362-1234 (黒山警察署)
	少年サポートセンター	①少年非行や犯罪被害に関する相談活動 ②非行少年、不良行為少年やその家族への助言、指導 ③犯罪被害少年への助言、支援 ④非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催 ④ 同補導活動、少年非行の未然防止の啓発活動	育成室 072-274-2355 支援室(非行防止教室窓口) 072-274-2152
	青少年クリニック	①少年に対する心理テストの実施、判定 ②保護者との面接及び親子関係を測るテストの実施 ③テスト結果からの総合的な指導・助言	06-6773-4970
司法	家庭裁判所	①送致・通告された非行少年の性格、成長過程、日常の行い、環境等の調査 ②調査結果から審判の必要な事件についての審判を開く ③少年院送致、保護観察、児童自立支援施設、児童養護施設送致等の保護処分決定	072-223-8710
教育関係	教育センター	①少年の学校生活や家庭教育についての相談 (こころホーン)	072-270-5561
	適応指導教室	①心的要因による不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援	072-232-5053 (スプリングポート) 072-362-2554 (ユアイルーム)

資料6：参考文献一覧（各学校園に送付している文献等）

○生徒指導全般

- 「学校園に関する危機管理」（平成14年度～随時追加：堺市教育委員会）
「堺の生徒指導 一人一人が輝く学校園をめざして」
（平成16年度：堺市教育委員会）
「生徒指導体制の在り方についての調査研究 報告書 ー規範意識の醸成をめざしてー」（平成18年度：国立教育政策研究所生徒指導研究センター）
「体罰根絶のために ー第2改訂版ー」（平成20年度：堺市教育委員会）
「生徒指導支援資料3『規範意識を育む生徒指導体制』」（平成20年度：文部科学省）
「生徒指導提要」（平成22年度：文部科学省）
「生徒指導の役割連携の推進に向けて 小学校編 中学校編 高等学校編」
ー生徒指導主担当者・生徒指導主事に求められる具体的な行動ー
（平成22年度：国立教育政策研究所 生徒指導研究センター）
「堺市スクールソーシャルワーカー活用事業の概要」
（平成22年度：堺市教育委員会）

○いじめ対応

- 「情報モラル 指導実践キックオフガイド」（平成18年度：日本教育工学振興会）
「いじめ問題に関する取り組み事例集」（平成18年度：文部科学省）
「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」
（平成18年度：子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ）
「生徒指導支援資料2『いじめを予防する』」（平成22年度：文部科学省）

○児童虐待対応

- 「子ども虐待への対応と防止 子どもを虐待から守るための支援」
（平成20年度：堺市・堺市子ども虐待連絡会議）

○子どもの自殺対応

- 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」（平成21年度：文部科学省）
「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（平成22年度：文部科学省）
「平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」
（平成22年度：児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

資料7：用語解説

用語	解説
生徒指導アシスタント P 1	生徒指導上の課題を抱える学校に派遣され、教員の指示を受けながら教育活動の支援を行う外部人材
静謐な教育環境 P 1. P 3	秩序と活気のある教育活動が展開され、「総合的な学力」を育成し、一人ひとりのよさや可能性が認められ、生かすことのできる学校園
スクールカウンセラー P 1. P 5. P 10. 他	学校における教育相談体制の充実を図るため、13 小学校、全中学校、高等学校に配置されている専門的な知識・経験を有する臨床心理士
スクールソーシャルワーカー P 1. P 5, P 13. P 16 他	学校だけでは対応が困難な、生徒指導上の課題に対応するため、子どもを取り巻く環境に働きかけて解決をめざす、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、技能を有する社会福祉士・精神保健福祉士
自尊感情 P 1. P 6. P 16	自分自身に対し、誇りと自信を持ち、自らを大切にしていけるような感性や感情
学校危機管理アドバイザー P 1. P 15. P 16. 他	学校園が本来の教育活動を円滑に行うため、無理難題や理不尽な要求をつきつける保護者や、学校だけでは解決できない事件・事故等の事象発生初期段階で適切なアドバイスを行う警察や校長のOB
SAT 会議 P 1. P 15. P 18. P 24 他	緊急対応を必要とする事象が発生した学校からの要請に基づき、専門家、有識者、及び関係職員からなるスクールアシストチーム（SAT）と学校関係者が開催する会議
規範意識 P 3. P 6	ある社会的な集団（学級や学校、クラブや部活動、家族、仲間など）において、そのメンバーが同調するように求められる行動基準を価値として受け入れる態度や感覚
予防的・育成的生徒指導 P 4. P 15	それぞれの集団に属している一人ひとりの児童生徒のよさや違いを大切に、集団の中で各自が持っている個性を伸ばすことを基本として、児童生徒が自らの力で課題を解決しようとする態度や力を身に付けることを目的とする生徒指導
自己指導力 P 5	児童生徒自らが自分に問い、自らの言動や思考を自ら育てようとする力。実際の生活場面では、児童生徒一人ひとりが、その時・その場でどのような行動が適切か、自分で考え、自分で決めて実行する力のこと

<p>堺市子ども相談所（児童相談所）P5. P10. P14</p>	<p>18歳未満の児童生徒の福祉に関する種々の相談に応じる専門的な行政機関。「児童福祉法」「児童虐待防止法」において、児童生徒虐待への対応について「中心的役割を担う機関」として位置づけられている。</p>
<p>家庭児童相談室 P5. P10</p>	<p>地域の身近な相談窓口として18歳未満の児童及びその保護者を対象に養育や発達に関することなど家庭における児童の問題に対して相談、指導、援助を幅広く行っており、虐待ケースへの対応や援助を行う上で、通告先であり、その中心となって関係機関の調整を図る行政機関</p>
<p>主任児童委員（民生・児童委員等） P44</p>	<p>小学校区に1人配置され、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員</p>
<p>自己有用感 P5. P20</p>	<p>自分を肯定的に受け止め、自分を励まし、ほめる心のはたらき</p>
<p>中1ギャップ P6</p>	<p>小学校から中学校に進学した時、学習内容や生活リズムになじめず、いじめが増加したり不登校になったりする現象</p>
<p>小中一貫学力向上推進リーダー P6</p>	<p>総合的な学力向上のために小中学校の教職員が協働して義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進する教員</p>
<p>「子どもがのびる」学びの診断 P6. P8</p>	<p>堺の児童生徒一人ひとりの発達・成長・課題に応じた個別支援を充実させるとともに、児童生徒自身が自らの学習状況を知り、改善に向けた意欲を高める機会をつくることや、義務教育9年間を見通した総合的な学力の確実な育成のため、各学校及び中学校区の総合的な教育力の診断をすることを目的として、悉皆で実施する学力等実態調査</p>
<p>「学力向上プラン作成ガイド」 P8</p>	<p>「堺市教育活性化プラン」の理念やその理念に基づき推進してきた学力向上に関する施策・事業を基盤としながら、「堺市学力会議」の提言を踏まえて、各学校園が児童生徒の実態や地域の実情に応じた「学力向上プラン」を作成する際の基本的な考え方をまとめたもの</p>
<p>発達障害者支援センター P10</p>	<p>発達障害者支援法の施行に基づき、平成19年11月1日に開設。堺市内居住の本人や家族及び発達障害に関わる関係機関の相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修を行っている行政機関</p>

<p>部活動ハンドブック 一部活動を指導するにあたって— P12</p>	<p>中学校の部活動について、活動中に起こりうる負傷等が重大事に至ることのないよう、安全対策・事故防止にむけた専門的な知識や部活動を指導するにあたって配慮すべき内容等を記載した手引書</p>
<p>子どもの安全見まもり隊 P14</p>	<p>児童生徒の安全確保を行うため、主に登下校時の見まもり活動を実施する、各小学校区での地域のボランティアやPTAを中心とした組織</p>
<p>スクールサポートチーム P15. P16. P17 他</p>	<p>学校の生徒指導における喫緊の課題に対し、緊急、集中的な支援を行うことにより、問題の早期解決を図り、学校の荒れを防止することを主たる目的としている。 構成員は、教育委員会の指導主事、校長 OB や青少年問題に精通している警察 OB による学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフ</p>
<p>規制的・治療的生徒指導 P15. P17</p>	<p>問題行動等の課題が発生した時に、その課題を解決するために行う、個別指導を中心とした生徒指導</p>
<p>いじめ不登校対策委員会 P29</p>	<p>教職員が児童生徒一人ひとりの情報を共有することで、「いじめ」「不登校」などの課題を初期に発見し、解決するための校内委員会</p>
<p>堺市ユースサポートセンター (子ども・若者総合相談センター) P52</p>	<p>児童生徒・若者の社会参加や安定した就労支援や自立を支援する、学齢期から就労期に至るまでの一貫した相談支援の窓口</p>
<p>子ども虐待連絡会議 P54</p>	<p>児童生徒の権利が尊重され、最大限に保障されるよう、虐待及び虐待をめぐる児童生徒の諸問題についてその根幹を探り、問題の予防及び早期発見並びに問題が発生した際の児童生徒とその家族への援助方策及び援助システムの構築について、関係者から意見を聴取するため、堺市の部局や医師会、弁護士をはじめとする民間団体で構成され設置された会議</p>

資料8：報告書様式例・リーフレット

平成 年 月 日

堺市教育委員会
教育長 様

堺市立 学校

校長

堺市立 学校における について（報告）

このことについて、下記（別紙としても可）のとおり報告いたします。

記

1. 発生日時	平成 年 月 日（ ）午 時 分頃
2. 発生場所	堺市立 学校 室〔号館階〕 (堺市 区 番地 校長 児童生徒数 名)
3. 被害（事故） の概要	※簡潔に短く記載
4. 関係児童 （生徒）	〇〇 〇〇（ 歳 第 学年 組 担任 歳） ※複数名の場合は、全員記載 ※暴力行為等で被害・加害が明らかな場合は、被害児童（生徒）及び加害（生徒）と分けて記載
5. 関係教職員	〇〇 〇〇教諭（ 歳）担当教科 担任 〇〇 〇〇教諭（ 歳） ※教職員が関係する場合のみ記載
6. 被害の状況	※施設設備の損壊状況や負傷の状況等を記載 ※写真・見取り図等あれば添付のこと
7. 経 過	月 日（ ） 時 分 時 分 ※時系列に明確に記載

8. 関係児童（生徒）の保護者への対応	※いつ誰がどう対応し、どのような反応であったか記載
9. 他の児童（生徒）への対応について	※いつ誰がどう対応し、どのような反応であったか記載
10. 他の保護者や地域への対応	※いつ誰がどう対応し、どのような反応であったか記載 また、説明会開催の場合はその内容も記載
11. 関係機関との連携	※警察署・消防署・子ども相談所等との関係機関との連携について記載
12. 関係教職員に対する指導	
13. 教職員に対する指導	
14. 今後の対応	
15. 教育委員会への報告	平成 年 月 日（ ） 時 分

※該当しない項目があれば削除する。また、追加項目があれば、記載すること。



ネットいじめをやめましょう

いじめは、たいへん悪いことです。
携帯電話やパソコンなどを使った「ネットいじめ」も同じです。
「ネットいじめ」は絶対にしてはいけません。
また、被害にあわないよう気をつけなければいけません。

● わかっておくこと

Q 携帯電話やパソコンを使い、名前を変えたりして誰がメールを送ったかわからないようにしたらどうなるの。

A 警察が調べれば、誰がメールを送ったかわかります。掲示板の書き込みも同じようにわかります。

Q ひどい「ネットいじめ」をしてしまったらどうなるの。

A 掲示板に書き込んだ時には、削除したうえで、相手や相手の保護者にも、心からあやまらなければなりません。また、場合によっては、補導や逮捕されることもあります。

● 携帯電話やパソコンでのメールや掲示板への書き込みでは、ちょっとしたことで、トラブルになってしまうことがあります。

Q トラブルにならないためにどうしたらいいのですか。

A メールや書き込みの文だけでは、気持ちが伝わりにくくなっています。メールを送るときなどは、いつも以上に相手に対する思いやりをもたなければなりません。

Q 掲示板への書き込みで、気をつけなければならないことは何ですか。

A 責任をもって書き込まなければなりません。その理由は、全世界の人に見られることやコピーされる可能性があり、完全に消すことができません。

● 「ネットいじめ」に巻き込まれないために、何をしたらいいのでしょうか。

「ルールを決めましょう」

携帯電話の使い方について、使う場所や時間帯のことなどおうちの人とルールを決めておきましょう。

「フィルタリングサービスを利用しましょう」

お金をだましとられたり、犯罪に巻き込まれないようにフィルタリングをかけましょう。

● 「ネットいじめ」に巻き込まれたら、どうしたらいいのでしょうか。

「相談しましょう」

おうちの人や先生に相談しましょう。おうちの人など相談しにくい場合は、専門の相談窓口があります。



堺市教育委員会
堺市PTA協議会

◎電話教育相談

こころホーン
270-5561

24時間、いつでも受け付けています。

◎「ネットいじめ」相談サイト

携帯電話: <http://www3.sakai.ed.jp/gakkokyoikubu/soudan/mobile.html>
パソコン: <http://www3.sakai.ed.jp/gakkokyoikubu/soudan/>



子どもを ネットいじめから 守りましょう!

保護者のみなさんへ



現在、携帯電話やインターネットを介したネットいじめが大きな社会問題となっており、堺市においても、掲示板に特定の者の誹謗中傷を書き込む、特定の者の画像を不特定多数の者に送るなどの事例が見られています。

このような状況の中、子どもたちが被害者にも加害者にもならないために市立全中学校1年生を対象として「ネットいじめ防止授業」(右写真)を実施し、情報モラルの向上をめざしています。

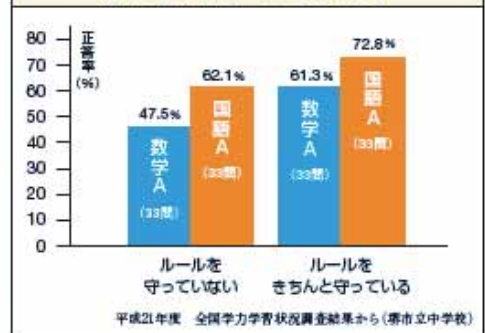
携帯電話やインターネットは生活に便利な道具ですが、有害情報を掲載したサイトも多く、被害に巻き込まれることがあります。この被害から子どもたちを守るためには保護者の皆様の協力が欠かせません。例えば、アクセスできるサイトを制限するフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りは、子どもたちを守るために大切なものです。特に「ルール作り」は、子どもたちの生活リズムを安定させ、学習にも良い影響をもたらしています。平成21年に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査(堺市の結果から)」(右図)でもそのことは明らかになっています。

保護者の皆様には、子どもたちが置かれている現在の環境をご理解いただき、ご協力をお願いします。

平成21年12月



携帯電話 利用ルールと学力の関係



実態を知りましょう

子どもに持たせた携帯電話やパソコンで子どもがいじめに関与し、被害者にも加害者にもなることがあります。

子どもがどんなことに興味を持ち、どんなことに使っているかを、保護者として知っておくことがとても大切です。

また、携帯電話を持つ小中学生の多くが、パソコンではなく携帯電話でインターネットをしている実態も知っておきましょう。

働きかけてみましょう

フィルタリングサービスは、子どもを有害情報やネットにかかわるトラブルから守るためにも、非常に有効なサービスです。携帯電話が提供している無料のフィルタリングサービスを利用しましょう。

また、第三者のアドレスで送信されてくる、「なりすましメール」は、インターネットサイトから送信されてくるものが多く、メールの受信拒否が有効です。

詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください。

家族でルールを作りましょう

携帯電話の利用料金や使い方について、ルールを作っていますか? パソコンの使い方はどうでしょうか?

携帯電話は個人で持つことが多くなり、子どもが何をしているかがよりわかりにくくなってしまいうため、特に注意が必要です。

家庭でも携帯電話やインターネットの使い方、情報の入手、書き込みの仕方などについて話し合みましょう。

家族でコミュニケーションを持ち、話し合みましょう

子どもとのかかわりが薄いと、携帯電話やインターネット上で誹謗中傷を受けていても、子どもからは言い出しにくいようです。日ごろから子どもとコミュニケーションをとり、情報を得ておきましょう。

また、子どもの様子がおかしいと感じたら、保護者がメールの送受信を確認することも必要となってきます。



堺市教育委員会
堺市PTA協議会

「ネットいじめ」に関しては、「NIB 堺市ネットいじめ防止プログラム」啓発サイトにも掲載中です。
URL <http://nib.sakai.ed.jp/>

堺市行政資料番号

秩序と活気のある学校づくりガイドライン

—静謐な教育環境の確立をめざして—

発行年月 平成23年3月

堺市教育委員会事務局学校教育部

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072(228)7436

堺市行政資料番号

1-K2-11-0148